北海道食の安全・安心条例の 点検・検証について

平 成 3 O 年 1 1 月 北 海 道 農 政 部

目 次

1	余1	列(C)	京 段	ۥ	筷訁	让(;	三当	T	つ	ζ		•	•	•	•	•	•	' '	•	•	•	•	•	•		•		•		•	•	١
П	条係	列の	点検	į •	検፤	Œ																										
	1 7	生会	情勢	ŀの	変亻	上•	•		•		•	•	•	•	-	•	•	•	•	•	•			•	•		•		•		•	3
			安全																•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•		7
;	3 🖠	条例	に基	ゔ	くが	包货	きの	実	施	伏	況																					
	(1)	情報	め	提信	共	•					•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	15
	(:	2)	食品	等	のホ	食耆		び	監	視	, ,	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	-	•	•	•		16
	(;	3)	人材	りの	育原	戓						•		•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	19
	(4	4)	人材 研究	開	発(の拊	推進							•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			21
			緊急																													
			食品																				•									
	(.	7)	農産	物	等(のま	全	及	び	安	心	の	碷	肾	1	•	•		•	•	•	•	•	•			•		•		•	26
	(8	8)	水産	物	の5	安全	È及	び	安	心	の	確	保	1			•		•		•	•		•			-		•			32
	(!	9)	生産	資	材(の通	き 正	な	使	用	等		•																			34
	(1	0)	生産	[[係	る現	環境	の	保	全		•																				36
	(1	1)	適正	な	食品	品0	う表	示	の	促	進	等	-																			39
			道産																													
			情報																													
	(1	4)	食育	及	びţ	 地尾	⋛地	消	の	推	進																					43
	(1	5)	道民	! か	50	の目	申出			•	•																					49
			の実																													
Ш	条件	列の	点検	È •	検討	正に	こつ	い	て	,	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	55
(=	参考					_																										
	1		策体	-		_	_				-				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		56
	2	都	道府	F県	等Ⅰ	こま	らけ	る	食	の	安	全	•	安	让	11	二艮	りる	ナる	53	€份	列の	つ制	刂烒	Ξ牝	犬涉	己	•	•	•	•	67

I 条例の点検・検証に当たって

北海道は、我が国最大の食料生産地域であり、食に関連する産業が地域経済において重要な役割を担っています。こうした中で、将来にわたって良好な生産環境を保全しながら、生命と健康の基本である食の安全と安心の確保を図っていくことは大きな意義があり、すべての道民がこの推進のための責務と役割を担っていくことが必要です。

このような認識のもとに、食の安全・安心に関し、基本理念、関係者の責務や道の施策の基本となる事項を定めた「北海道食の安全・安心条例」が平成17年3月に制定され、道民の健康の保護と消費者に信頼される安全で安心な食品の生産・供給するための取組を進めてきたところです。

条例の附則では、条例の施行後3年を経過した場合及び平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢等の変化を勘案し、条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされています。

本附則に基づく条例の施行状況等の点検・検証について、前回は平成25年度に実施しておりますが、この点検・検証から5年を経過していること、また平成30年度に現行の第3次「北海道食の安全・安心基本計画」の計画期間が満了となり、次期基本計画を策定することとしていることから、条例の施行状況等の点検・検証を実施することとしました。社会経済情勢や食の安全・安心をめぐる情勢の分析のほか、これまで講じてきた食の安全・安心に関する施策の実施状況などについて、道民を対象とした地域意見交換会や意見募集を行い、幅広い御意見を伺い、この度、「北海道食の安全・安心条例の点検・検証」を取りまとめたところです。

今後、本点検・検証を踏まえながら、道民の健康の保護と消費者に信頼される安全で安心な食品の生産及び供給に向け、取組の一層の充実に取り組んでまいります。

◇ 条例の制定と点検・検証の経緯

- ・ 平成17年 4月 北海道食の安全・安心条例の施行
- ・ 平成17年12月 第1次北海道食の安全・安心基本計画の策定
- ・ 平成21年 3月 食の安全・安心条例等の施行状況に関する点検・検証
- ・ 平成21年12月 第2次北海道食の安全・安心基本計画の策定
- ・ 平成25年11月 食の安全・安心条例等の施行状況に関する点検・検証
- ・ 平成26年 3月 第3次北海道食の安全・安心基本計画の策定

目的(第1条)

この条例は、道民の健康の保護並びに消費者に信頼される安全で安心な 食品の生産と供給に寄与することを目的としており、そのための「基本理 : 安全・安心」とは、食品の 念」や「道及び生産者等の責務や道民の役割」を明らかにするとともに、 食の安全・安心に関する道の施策について基本事項を定め、総合的・計画 的に推進することとしています。

定義 (第2条)

この条例において、「食の 安全性及び食品に対する消 ! 費者の信頼を確保すること をいいます。

食の安全・安心対策の基本理念 (第 3 条)

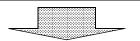
- ① 道民の安全で安心な食品を選択する機会の確保
- ② 道民の健康保護が最も重要であるという認識
- ③ 道民の要望・意見の反映と、道民との協働による取組
- ④ 生産から消費に至る各段階における取組

責務及び	役割等 (第4 ~ 8条)	
① 道 の 責 務	②生産者等の責務	③ 道 民 の 役 割
総合的かつ計画的な施策の推進国、都府県、市町村との連携国への協力要請と意見等の提出講じた施策の報告・公表	・関係法令の遵守と自主的な食品の安全性の確保・正確かつ適切な情報の提供と施策への協力	適切な行動と知識及び理解の深化意見の表明や提案と施策への協力

食の安全・安心のための施策(第10 ~ 27条)

- ① 情報の提供
- ② 食品等の検査及び監視
- ③ 人材の育成
- ④ 研究開発の推進
- ⑤ 緊急事態への対処等に関する体制の整備等
- ⑥ 食品の衛生管理の推進
- ⑦ 農産物等の安全及び安心の確保
- ⑧ 水産物の安全及び安心の確保

- 9 生産資材の適正な使用等
- ① 生産に係る環境の保全
- ① 適正な食品表示の促進等
- ① 道産食品の認証制度の推進
- (13) 情報及び意見の交換等
- 14) 食育の推進
- 15 道民からの申出
- 16 財政上の措置



基本計画 (第9条)

- ・施策の目標と内容の明記
- 道民及び委員会の意見の聴取 反映
- 公表



北海道食の安全・安心委員会(第28~35条)

- ・知事の諮問に応じ、食の安全・安心に関する重要事 項の調査審議
- ・食の安全・安心に関し必要と認める事項の知事への 建議

Ⅱ 条例の点検・検証

この条例の点検・検証は、「社会経済情勢の変化」、「食の安全・安心を取り巻く状況」、「条例に基づく施策に対する道民の意見」など総合的に勘案して行った。

1 社会情勢の変化

○ 少子高齢化や人口減少などにより社会構造の変化が進む一方、日EU・EPA やTPP11など国際化の進展を踏まえ、GAPやHACCPの導入など、フー ドチェーン全体で国際的に通用する食の安全・安心を確保する取組が一層求めら れている。

◆ 総人口及び高齢者人口の推移

(単位:万人、%)

								11
	平成 12	17	22	25	26	27	28	29
総人口	12,693	12,777	12,806	12,741	12,724	12,710	12,693	12,671
高齢者人口	2,201	2,567	2,948	3,190	3,300	3,387	3,459	3,515
高齢化率	17.3	20.1	23.0	25.1	26.0	26.6	27.3	27.7

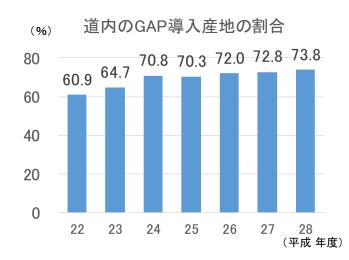
※ 高齢者:65歳以上

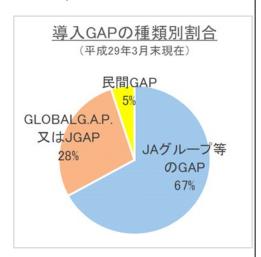
資料:平成12、17、22、27年は「国勢調査」、その他の年は「人口推計」

◆ GAPについて

GAPとは、農業生産活動の持続性を確保するため、食品安全、環境保全、労働安全に関する法令等を遵守するための点検項目を定め、その実施、記録、点検、評価を繰り返しつつ生産工程の管理や改善を行う取組。

近年、国内の需要者等における食の安全や環境保全の関心への高まり、また2020年東京オリンピック・パラリンピックなどを契機に、国際水準のGAP認証を取得した農産物への期待が高まっており、産地におけるGLOBAL. G. A. P. やJGAPの導入が進んでいる。



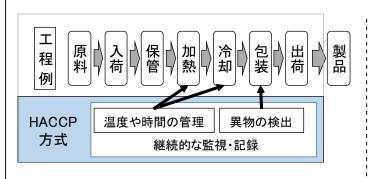


※ 産地:産地強化計画等を策定している産地及びGAPの取組を行っている産地

資料:北海道農政部

◆ HACCPについて

HACCPとは、事業者自らが食中毒汚染等の危害要因をあらかじめ把握(Hazard Analysis) した上で、原料入荷から製品出荷までの全工程の中で、危害要因を除去低減させるために特に 重要な工程(Critical Control Point)を管理し、製品の安全性を確保する衛生管理手法。



【Codexの7原則】

(原則1) 危害要因の分析

(原則2) 重要管理点の決定

(原則3) 管理基準の設定

(原則4) モニタリング方法の設定

(原則5) 改善措置の設定

(原則6) 検証方法の設定

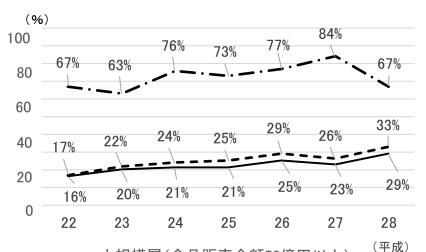
(原則7) 記録と保存方法の設定

【海外におけるHACCP導入の状況】

玉	状 況	国	状 況
米 国	義務付け	中 国	導入を奨励
カナダ	一部義務付け	台 湾	一部義務付け
ΕU	義務付け	ブラジル	一部義務付け

先進国を中心に 義務化

【食品製造業におけるHACCP導入の状況】



国内の中小規模事業者 における低い普及率

- ─ · 大規模層(食品販売金額50億円以上)
- **--**中小企業層(1~50億円未満)
- ※ 日本標準産業分類による食料品製造業及び飲料・たばこ資料製造業(製氷業、たばこ製造業及び飼料・有機質肥料製造業を除く)を営む企業であって、従業員が5人以上の企業が対象
- ※ 本社を対象として標本調査を行い、得られた回答から全体の導入調査
- ※ 導入率には「導入済み」と回答した者の割合
- <資料出所>農林水産省「食品製造業におけるHACCP導入状況実態調査」

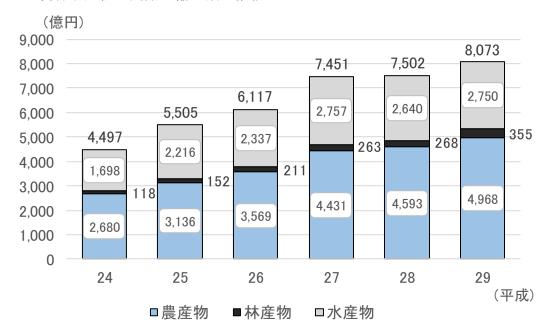
資料:厚生労働省「HACCPに沿った衛生管理の制度化」

○ 6次産業化や農商工連携などの地域の食資源を活用した取組、農畜水産物や加工食品の輸出、食関連産業のグローバルな展開など、広く国外に目を向けた取組への関心が高まっている。

◆ 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画認定件数 (平成29年度)

	認定件数				研究開発・成
		農畜産物	林産物	水産物	果利用事業計
		関 係	関 係	関 係	画認定件数
北海道	142	133	3	6	1
全 国	2, 348	2, 080	93	175	24

◆ 農林水産物・食品の輸出額の推移



資料:財務省「貿易統計」

○ 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が平成27年9月の国連サミットで採択され、その中に、発展途上国のみならず先進国も含めた国際社会全体で取り組む2016年から2030年までの国際目標として、「持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)」が定められ、国においては、平成28年5月にSDGs推進本部を設置して、同年12月にSDGs実施指針を決定し、関係機関・団体等の広範な関係者が集まった円卓会議を設置するなど、SDGsの目指す持続可能な社会の実現に向けた取組が広がっている。

本道においても環境に配慮した農業生産が求められており、SDGsの目標の一つである持続可能な農業生産を進めるため、たい肥等の有機物の適切な施用などによる健全な土づくりを基本に化学肥料や化学合成農薬の使用を最小限に止めるクリーン農業や、化学肥料と化学合成農薬を使用しない有機農業など、農業の自然循環機能を維持・循環させる環境保全型の農業の取組が重要となっている。

◆ 持続可能な開発目標(SDGs)



2 食の安全・安心を取り巻く状況

〇 食に関わる主な出来事

第3次「北海道食の安全・安心基本計画」の期間中において発生した食の安全 ・安心等に関する主な出来事として、

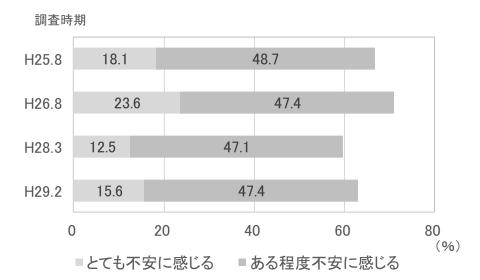
- ・ 外食店における使用期限が切れた食材の使用
- ・ 食品への異物混入
- 冷凍食品への農薬の混入
- ・ 産業廃棄物処理業者により転売された食品等の流通

などが挙げられ、食の安全・安心に対する一層の信頼確保が求められている。

〇 食の安全・安心への関心

内閣府食品安全委員会の食品安全モニター課題報告「食品の安全性に関する意識等」によると、食品の安全性について「とても不安に感じている」、「ある程度不安を感じている」割合の高い傾向が続いている。

◆ 食品の安全性に関する意識等



資料:食品安全委員会「食品安全モニター課題報告」

○ 食品の安全・安心の確保に関係する法令・基準の制定・改正

(1) 食品の表示に関する法令の制定

ア 食品表示法及び食品表示基準の施行

食品の表示については、これまで食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)及び健康増進法3法で定められていたが、目的が異なる3つの法律でそれぞれルールが定められていたために、制度が複雑で分かりにくいものになっていた。このため、消費者庁を中心に食品表示の一元化が進められ、上記3法の食品の表示に関する規定を統合した「食品表示法」と、その具体的な表示事項や表示方法を定めた「食品表示基準」(内閣府令)が、平成27年4月に施行された。

食品表示基準においては、アレルゲン、製造所固有記号等が一部見直され、 栄養成分表示が義務化されたことに加え、新たに「機能性表示食品」の表示 基準が加えられた。

◆ 食品表示法のポイント

- 整合性の取れた表示基準の制定
- ・ 消費者、事業者双方にとって分かりやすい表示
- ・ 消費者の日々の栄養・食生活管理による健康増進に寄与
- 効果的・効率的な法執行

◆ 生鮮食品の表示について

◆次の項目を、容器包装の見やすい場所、又は食品の近くに立て札やPOPなどで表示。

1 農産物

- ●名称
- ●原産地(国産品:都道府県名(市町村名その他一般的に知られている地名でも可)、輸入品:原産国名)
- 玄米・精米は、個別規定や「米トレーサビリティ法」に基づいて表示。
- 単品の野菜を単に切断したものは生鮮食品であるが、カット野菜ミックス等、複数の種類を詰め合わせたものは加工食品。

2 畜産物

- ●名称
- ●原産地(国産品:都道府県名(市町村名その他一般的に知られている地名でも可)、輸入品:原産国名)
- 容器包装の場合、消費期限、保存方法、加工者の名称・住所も表示。
- 100g当たりの単価、部位、用途などは「食肉に関する公正競争規約」に基づいて表示。

3 水産物

- ●名称
- ●原産地(国産品:水域名(水揚げした港名、港のある都道府県名でも可)、輸入品:原産国名)
- 一 冷凍したものを解凍して販売する場合は「解凍」、養殖されたものは「養殖」と表示。
- ー 容器包装の場合、消費期限、保存方法、加工者の名称・住所も表示。生食用の場合、「生食用」と表示。
- 加熱処理や塩蔵等を行った場合は、加工食品。

◆ 加工食品の表示について

- ◆次の項目を、容器又は包装の見やすいところに一括して表示。
- ◆製造・加工した場所で販売する場合、レストラン等で飲食させる場合は表示義務対象外。
- ◆加工食品の種類によって個別規定に基づいて表示。
- ●名称 ●原材料名 ●原料原産地名 ●添加物 ●アレルゲン
- ●内容量 ●消費期限又は賞味期限 ●保存方法 ●食品関連事業者の名称・住所
- ●製造所(加工所)の所在地、又は製造者(加工者)の名称等
- ●栄養成分の量及び熱量

イ 加工食品の食品表示基準の改正

従来は一部の加工食品に義務付けられていた原材料の原産地表示が、全ての加工食品に拡大されるなど、食品表示基準の一部を改正する内閣府令が、 平成29年9月に公布・施行された。

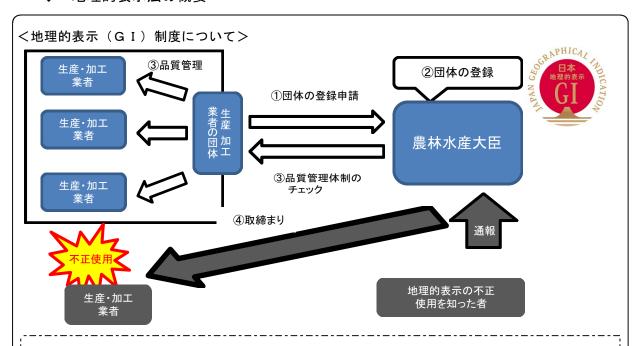
◆ 改正原料原産地表示制度の概要

平成29年9月に、食品表示法に基づく食品表示基準の一部を改正する内閣府令が公布・施行 され、原材料の産地表示義務が国内で製造・加工された全ての加工食品に拡大された。(経過措 置期間: 平成34年3月31日) 【◆表示事例】 ●国別重量順表示 改正前 称 ポークソーセージ(ウィンナー) 原材料名 豚肉(アメリカ、カナダ、その他)、豚脂肪・・・ ■表示対象 <例> ・22食品群と4品目。 乾燥きのこ類、異種混合したカット野菜、 重量割合の多いものから順に国名を表示。原産国が3か国以上 あるときは、3か国目以降を「その他」と括ることが可能。 緑茶、もち、こんにゃく、調味した食肉、 ※22食品群 合挽肉、素干魚介類、塩蔵魚介類、 製品に占める割合が50 調味した魚介類、こんぶ巻、農産物漬物、 %以上の原材料 ※「国別重量順表示」が困難な場合 野菜冷凍食品、かつお削りぶし 他 ※4品目: ●又は表示 個別に定めた原材料 ・左以外の全ての加工食品。 名 称 ポークソーセージ(ウインナー) 原材料名 <mark>豚肉(アメリカ又はカナダ</mark>)、豚脂肪・・・ ■表示方法 ※豚肉の産地は、平成〇年の使用実績 表示の義務なし。 ·国別重量順表示。 使用可能性がある複数国を、使用が見込まれる重量割合の高 いものから順に「又は」でつないで表示。 「又は表示」をした場合、その根拠を注意書きとして表示。 改正後 ●大括り表示 ■表示対象 ■表示対象 称 ポークソーセージ(ウインナー) ・22食品群と5品目。 ・左以外の全ての加工食品。 原材料名 豚肉(国産、輸入)、豚脂肪・・・ ※対象原材料は改正前の ※重量割合順位1位の原材料 3か国以上の外国の原産地を「輸入」と括って表示。輸入品と国 ものと同じ ※1品目(おにぎりののり)を ■表示方法【◆表示事例】 産品を混合して使用する場合は、重量割合順に表示。 追加 ・原則は「国別重量順表示」 • 「国別重量順表示」が困難な場合、 ■表示方法 ※対象原材料が中間加工原材料である場合 「又は表示」、「大括り表示」。 ·国別重量順表示。 ●製造地表示 対象原材料が中間加工原材料で 中間加工原 称 清涼飲料水 材料の製造 地を表示。 ある場合、「製造地表示」。 原材料名 りんご果汁(ドイツ製造)、果糖ぶどう糖液糖・・・

(2) 地理的表示法(特定農林水産物等の名称の保護に関する法律)の施行及び改正

特定の産地と品質等の面で結び付きのある農林水産物・食品等の名称(「地理的表示(GI:Giographical Indication)」)を知的財産として保護し、もって、生産業者の利益の増進と需要者の信頼の保護を図ることを目的として、「地理的表示法(特定農水産物等の名称の保護に関する法律)」が平成27年4月に施行され、その後、平成28年12月に一部改正された。

◆ 地理的表示法の概要



- ① 生産・加工業者の団体が「地理的表示」を生産地や品質等の基準とともに登録申請。
- ┆② 農林水産大臣が審査の上、地理的表示及び団体を登録。→基準を満たすものに「地理的表示」 ┆ 及びGIマークの使用を認める。
- ③ 登録を受けた団体が品質管理を実施。農林水産大臣が団体の品質管理等をチェック。
- ¦④ 不正使用があった場合は、農林水産大臣が取締り。

<目的>

・生産者利益(地域の知的財産)の保護

農林水産物等の適切な評価・財産的価値の維持向上。

需要者利益の保護

高付加価値の農林水産物等の信用の保護・需要の確保。

<平成28年12月改正の追加内容(概要)>

- ・日本と同等のGI制度を有する外国と個別の二国間等の国際協定によるGI相互保護を可能化 (保護を拒絶する場合の要件や事前の異議申し立ての手続きを創設)。
- ・輸入業者に対し輸入された不正表示産品の譲り渡しを禁止する規制を創設。

(3) JAS法 (農林物資の規格化等に関する法律) の改正

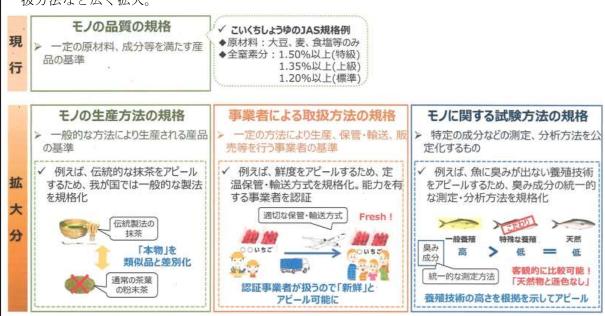
日本産品の海外展開に係る取引の円滑化、輸出力の強化に資するよう、JAS規格を戦略的に制定・活用できる枠組みを整備して国際化を推進するために、「JAS法(農林物資の規格化等に関する法律)」が改正され、平成30年4月に施行された。

◆ 改正JAS法の概要

<主な改正点>

① 強みのアピールにつながる多様なJAS規格の制定

JAS規格の対象をモノ(農林水産品・食品)から、生産方法、試験方法、事業者による取扱方法など広く拡大。



② アピール内容がわかるJAS表示

規格に合っていることを国際的に通用する手続きにより認証・証明するとともに、海外の消費者も一見して認証内容が分かる標語をマークに表示。



(4) 食品衛生法の改正

前回の食品衛生法等の改正から約15年が経過して食のニーズの変化、食の グローバル化の進展など食や食品を取り巻く環境が変化し、また広域的な食 中毒の発生・拡大の防止、食中毒発生数の抑制の必要性等により食品事業者 の一層の衛生管理や行政の的確な対応などが喫緊の課題となっており、また 2020年東京オリンピック・パラリンピック開催や食品の輸出促進を見据え国 際標準と整合的な食品衛生管理が求められており、食品衛生法等を改正する 法律が平成30年6月13日に公布された。

◆ 食品衛生法等の一部を改正する法律の概要

<改正の趣旨>

我が国を取り巻く環境変化や国際化等に対応し、食品の安全を確保するため、広域的な食中 毒事案への対策強化、事業者による衛生管理の向上、食品による健康被害情報等の把握や対応 を的確に行うとともに、国際整合的な食品用器具等の衛生規制の整備、実態等に応じた営業許 可・届出制度や食品リコール情報の報告制度の創設等の措置を講ずる。

く改正の概要>

1 広域的な食中毒事案への対策強化

国や都道府県等が、広域的な食中毒事案の発生や拡大防止等のため、相互に連携や協力を行うとするとともに、厚生労働大臣が、関係者で構成する広域連携協議会を設置し、緊急を要する場合には、当該協議会を活用し、対応に努めることとする。

2 HACCPに沿った衛生管理の制度化

原則として、すべての食品等事業者に、一般衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理の実施を求める。ただし、規模や業種等を考慮した一定の営業者については、取り扱う食品の特性等に応じた衛生管理とする。

3 特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集

健康被害の発生を未然に防止する見地から、特別の注意を必要とする成分等を含む食品について、事業者から行政への健康被害情報の提出を求める。

4 国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備

食品用器具・容器包装について、安全性を評価した物質のみ使用可能とするポジティブリスト制度の導入等を行う。

5 営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設

実態に応じた営業許可業種への見直しや、現行の営業許可業種(政令で定める34業種)以外の事業者の届出制の創設を行う。

6 食品リコール情報の報告制度の創設

営業者が自主回収を行う場合に、自治体へ報告する仕組みの構築を行う。

7 その他

(乳製品・水産食品の衛生証明書の添付等の輸入要件化、自治体等の食品輸出関係事務に係る規定の創設等)

く施行期日>

公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日(ただし、1は1年、5及び6は3年)

資料:厚生労働省「食品衛生法等の一部を改正する法律の概要」

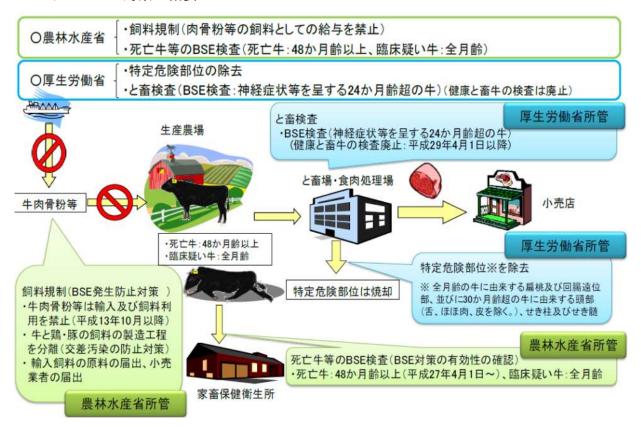
(5) 牛海綿状脳症 (BSE) の検査対象牛の見直し

厚生労働省では、牛海綿状脳症特別措置法施行規則を平成29年4月に改正 し、と畜牛について、健康牛を対象とする検査を廃止し、24か月齢以上のう ち生体検査において神経症状が疑われるものなどについては検査を継続する 見直しを行った。

また、農林水産省では、牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針を 平成27年4月に改正し、死亡牛について、一般的な死亡牛の検査対象月齢を 24か月齢以上から48か月齢以上とする見直しを行った。

なお、BSEを取り巻く状況や科学的知見を踏まえて、我が国におけるBSEの発生リスクは更に低下していると考えられることから、平成31年度から、これまでどおり、臨床疑い牛については全月齢、起立不能牛については満48か月齢以上としつつ、一般的な死亡牛の検査対象月齢を96か月齢以上と引き上げる同指針の見直し(案)が、平成30年6月8日の食料・農業・農村政策審議会に諮問されており、11月5日に変更することについて答申。

◆ BSE対策の概要



資料:農林水産省「牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病指針の見直しについて」

○ 家きんにおける高病原性鳥インフルエンザが道内で初めての発生

平成28年12月に道内初の家きんの高病原性鳥インフルエンザが発生し、感染の拡大を防止し早期封じ込めを図るため、自衛隊や国、市町村、関係機関の協力を得て、発生農場での家きんの殺処分、鶏舎の清掃・消毒等の防疫措置並びに発生農場周辺の清浄性確認や家きん等の移動制限及び搬出制限を実施した。

また、発生時の防疫措置を円滑に実施できるようマニュアルを改正し、養鶏場ごとに策定した防疫計画や、新たに2か所で緊急用防疫資材を備蓄し、その維持及び更新に努めた。

3 条例に基づく施策の実施状況 (平成26~29年度)

(1)情報の提供

〇 食の安全・安心に関する情報提供

[26~29年度]

- ・ 食品表示や衛生管理など消費者の関心の高い情報をはじめ、道や国などの関係機関が提供している食の安全・安心に関する施策や道内の取組に関する情報を一元的に発信するため、食の安全・安心ポータルサイトを開設
- ・ 食に関する最新情報を発信するため、メールマガジン「食の安全・安心インフォメーション〜北海道のスローフード&フェアトレード〜」を隔週で発行
- ・ 道民が広く食の安全・安心への関心を高めるため、道の広報誌や情報誌、広報番組のほか、新聞・雑誌、テレビ等の様々な情報媒体、各種イベントの場などを活用
- ・ 東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故の発生に伴い、海水、水産物などの放射性物質のモニタリングを実施し、その結果を道のホームページで提供
- ・ 食中毒に関しては、その原因となる細菌やウイルス、毒草・毒キノコ、寄生 虫やその予防について機関誌等による普及啓発を図るとともに、食品衛生上の 危害発生を防止するため、全道で確認された食中毒や違反食品についてホーム ページ等を通じて公表
- ・ 消費者の自主的・合理的な消費行動を促すため、道立消費生活センターにおいて、食品をはじめとした商品テストを実施し、テスト結果を同センターのホームページ等で情報を提供

〇 食に関する知識の習得機会の充実

[26~29年度]

- ・ 道民が健康的な食習慣を身に付けるため、道産食材を取り入れた「どさんこ 食事バランスガイド」について、パンフレットの配布やホームページを通じ発 信
- ・ 食品の安全等に関する情報提供や消費者等との意見交換の場として、リスクコミュニケーションを道内各地で開催し、食の安全・安心に関する知識を習得する機会を提供
- ・ 食品衛生の基礎知識や腸管出血性大腸菌O157、ノロウイルス、アニサキス、有毒植物等の食中毒予防、HACCP、健康食品などに関する情報を、イベントや講習会、ガイドブック、リーフレット、ホームページ等を通じて提供

【課 題】

・ 食の安全・安心に対する関心が一層高まる中、食をめぐる幅広い分野において、正確で的確な情報を速やかに提供していくことや、食に関する知識を習得する機会の充実を検討していく必要がある。

【指標の進捗状況】

年度	基準値	26	27	28	29	目標	目標比
指標							(%)
食の安全・安心メール	隔週発行	隔週発行	隔週発行	隔週発行	隔週発行	隔週発行	100
マガジンの発行	(24年度)	11:300	11:3/2/313	11:3/23	11.3.2.5.7.3	(継続)	(期間平均)
食の安全・安心メール	4, 943	5, 730	6, 017	6, 140	6, 231	8, 000	77. 9
マガジンの登録者数(人)	(24年度)	,	,	,	,	,	(29年度)
北海道農業・農村情報誌	毎号掲載	毎号掲載	毎号掲載	毎号掲載	毎号掲載	毎号掲載	100
(コンファ)への掲載	(24年度)	15 17 17	., ., .,			(継続)	(期間平均)

今後の方向

- 食の安全性に関わる緊急事態が発生した場合は、迅速かつ積極的な情報提供を 行うとともに、食の安全・安心に関して日常的に正確で的確な情報を幅広く提供 していくことが必要であることから、
 - ・ 道が運営する食の安全・安心ポータルサイトなどのホームページやメールマガジン、道の広報誌、情報紙など様々な情報媒体を活用し、分かりやすく情報を提供する。
 - ・ 各種講習会やセミナー等の場の活用、地域における生涯学習や健康増進の活動など、食に関する知識を習得できる機会の充実を図る。

(2) 食品等の検査及び監視

〇 食品等の検査の実施

[26~29年度]

・ 「北海道食品衛生監視指導計画」に基づき、道立保健所及び道立食肉衛生検 査所が、道内で生産、製造、加工され又は流通する食品等の検査を計画的に実 施

- ・ 道立保健所、道立食肉衛生検査所及び道立衛生研究所において、食品衛生法 等に基づき、微生物や食品添加物、残留農薬・動物用医薬品等の検査を実施
- ・ 食品の検査等を実施し、食品衛生法等に基づく規格基準(成分規格、製造基準等)等の違反を発見した場合には、行政処分等必要な措置を講じ、当該違反 食品の流通の防止や排除を実施
- ・ 道立消費生活センターにおいて、消費者からの依頼により、食品の放射性物質のスクリーニング検査を実施

○ 食肉検査及び食鳥検査の実施

[26~29年度]

- ・ 食肉及び食鳥肉の安全性を確保するため、道立食肉衛生検査所及び道立保健 所のと畜検査員・食鳥検査員が行うと畜検査や食鳥検査により、食用に適さな いものを排除し、検査で得られた様々な情報については、健康な家畜の生産に 有益なデータとして生産現場へフィードバック
- ・ と畜場に搬入された牛におけるBSE検査について、平成26~28年度は厚生 労働省の省令に定める48か月超の牛を対象として実施し、平成29年4月の省令 改正による検査の原則廃止後は、と畜検査員が必要と認めた24か月齢以上の牛 を対象として実施
- ・ 施設の衛生管理、月齢による分別管理、と畜処理工程における特定部位の除 去の徹底について指導

○ 食品関係施設等に対する監視指導の実施

[26~29年度]

- ・ 「北海道食品衛生監視指導計画」に基づき、道立保健所、道立食肉衛生検査 所が計画的に食品関係施設の監視指導を実施
- ・ 大規模な学校給食施設や食品製造施設など大量又は広域的に流通する食品を 取り扱う施設、高度な衛生管理を行う施設等に対し、10か所の主要な道立保健 所に設置した生活衛生監視指導班が、高度で専門的な監視指導を実施
- ・ 夏季に発生しやすい食中毒等の発生防止を図ったほか、大量に食品が流通する年末において食品衛生の一層の向上を図るため、夏期及び年末一斉監視を実施
- ・ 食品関係施設等の監視の結果、食品衛生法に基づく規格基準(成分規格、製造基準等)等の違反を発見した場合には、行政処分等必要な措置を講じ、当該 違反食品の流通の防止や排除を実施

〇 自主的な検査等の実施

[26~29年度]

- ・ 生産者や事業者自らによる食品の安全性確保の取組として、自主検査の定期 的な実施について啓発・指導を実施
- ・ 衛生管理の徹底やHACCPに沿った衛生管理の導入を促進するため、食品 関係事業者に対して、施設の立入検査時の指導・技術的助言や講習会等の開催 などによる人材育成支援や普及啓発を実施

〇 適正な食品表示の促進

[26~29年度]

- ・ 食品小売店に対して食品表示実態調査等を実施するとともに、食品の製造 ・販売事業者等に対し、法令に基づき監視指導を実施
- ・ 食品表示監視員により、ホテルのメニュー表示等が適正に行われているか 調査を実施するとともに、調査を通じて個別に不当景品類及び不当表示防止 法(以下、「景品表示法」という。)の普及啓発を実施
- ・ 事業者からの相談に対応するための専用電話「景品表示法ホットライン」 を設置し、メニュー等の適正な表示への取組を促進

【課 題】

- ・ 食中毒の発生や食品衛生法に基づく規格基準の違反、食品表示法等の違反な ど、不適切な事例が依然として発生していることを踏まえ、重点的な監視の計 画的な実施が必要である。
- ・ 食の安全・安心に関係する各種法令・制度については、社会情勢に応じた改 正も行われており、食品の製造・販売事業者や消費者等に対する一層の普及・ 啓発が必要である。

【指標の進捗状況】

年 度 指 標	基準値	26	27	28	29	目標	目標比
北海道食品衛生監視指導計画に	105	101	98	97	97	100/年	98. 3
基づく立入検査の実施率(%)	(24年度)					, .	(期間平均)

今後の方向

○ ノロウイルスをはじめとした道内の食中毒や食品衛生法の違反・不適事例の発

生状況などを踏まえ、引き続き「北海道食品衛生監視指導計画」に基づき、道内で生産された食品をはじめ、道内に流通する道外産の食品や輸入食品を含めた食品全般、さらには食品の製造から販売、提供に至る各段階の食品関係施設等について監視指導を適切に実施する。

- 食品表示法などの関係法令に基づく食品表示違反が依然として発生していることから、食品表示制度に関する普及啓発に努めるとともに、事業者に対する監視 指導を適切に実施する。
- 道産食肉の安全性確保のため、と畜場法に基づくと畜検査を行うとともに、施 設の衛生管理の指導及び牛の特定部位の除去を徹底する。

(3)人材の育成

〇 農林水産分野における人材の育成

[26~29年度]

- ・ 北海道農薬指導士認定研修会を開催し、農薬指導士を認定
- ・ 北海道指導農業士・農業士会と連携し、農産物の生産現場において、指導農業士や農薬指導士などが、生産資材の適正使用や環境保全に関して指導や助言などを実施

〇 食品産業を担う人材の育成

[26~29年度]

- ・ 食品表示制度などの普及啓発を目的に、食品関係事業者等を対象として「食の安全・安心セミナー」を開催
- ・ HACCPに沿った衛生管理の推進のため、主要な道立保健所を中心に、食品関係事業者に対するHACCP普及のための講習会を開催
- ・ 食品関係施設の自主管理体制を確立するため、食品関係団体による食品衛生 管理者や食品衛生責任者、食品衛生指導員の資質向上のための取組に対し指導 ・助言を実施
- ・ 地方独立行政法人北海道立総合研究機構(以下、「道総研」という。)食品加工研究センターにおいて、食品製造における品質管理・衛生管理技術向上を図るため、研究職員が食品企業の製造現場に赴き改善策を提案する取組や、技術者等を対象とした講習会等を実施

[27~29年度]

- ・ 将来の食品衛生を担う食品衛生管理者養成コースの学生に対して講義を実施
- ・ 道内の食品製造業に従事している在職者などを対象に、HACCPの専門講習や食品表示セミナー等の取組を行う「北海道の食品製造業を支える人材育成事業」を実施
- ・ 道立オホーツク圏・十勝圏地域食品加工技術センターで、研究職員が管内の 企業に出向き現地技術指導や相談等に応じたほか、各種講習会やセミナーを実 施

〇 学校や地域における人材の育成

[26~29年度]

- ・ 学校における食育を一層充実させるため、栄養教諭の任用を促進するととも に、栄養教諭の指導力等の向上を目的とした研修を実施
- ・ 道民が栄養バランスのとれた食生活を実践できるよう、普及推進の担い手と なる管理栄養士や栄養士、食生活改善推進員などの資質の向上を図るため、研 修会を実施

○ 地域食材を活かした食文化の継承や人材の育成

[26~29年度]

- ・ 農林水産業、食品加工、料理、食文化に携わる人の中から、地域の風土や食 文化などの地域特性を活かした食づくりに関する高度な知識や技術を持つ方を 「北海道らしい食づくり名人」として登録し、制度の内容や名人の技などにつ いて、ホームページ等で紹介
- ・ 北海道フードマイスター認定制度の講習会へ講師を派遣するなど、民間団体 が行う人材育成を支援

【課 題】

・ GAPの導入やHACCPに沿った衛生管理の制度化など、フードチェーン 全体で国際的に通用する食の安全・安心の確保や、北海道の食文化の継承が求 められており、専門的な知識を有する生産者や事業者など、現在の従事者の資 質向上に加え、従事者の高齢化などを踏まえ新規人材の育成を推進することが 必要である。

【指標の進捗状況】

年 度	基準値	26	27	28	29	目標値	目標比
指標							(29年度、%)
農薬指導士の認定数	1, 854	1, 910	1, 973	2, 036	2, 092	2, 000	105
(人)	(24年度)						
食に関する指導を行う	89. 1	91. 1	92. 2	92. 8	98. 8	100	98. 8
栄養教諭の任用率 (%)	(25年度)						
北海道らしい食づくり	173	171	170	172	173	181	95. 6
名人の登録数(人)	(24年度)						

今後の方向

○ 国際水準のGAPやHACCPに沿った衛生管理の導入を進めるため、指導員の育成や専門的な知識を有する人材の資質向上に向けた取組を促進するとともに、将来の食の安全・安心や食文化の継承を支える人材の育成を推進する。

(4) 研究開発の推進

〇 農林水産業における研究開発の推進

[26~29年度]

- ・ 道総研において、特別栽培のための病虫害の防除体系、生産力向上のための 緑肥や堆肥活用法などのクリーン農業及び有機農業に関する技術開発を推進
- ・ 非定型BSEの異常プリオンタンパク質の検出法の開発や感染症のモニタリング手法の開発、ウイルス伝播防止対策など、安全な畜産物生産のための研究 開発を推進
- ・ ホタテガイ等二枚貝に関する貝毒モニタリングや乾ホタテの高品質化及び安全性確保、水産物のヒスタミン蓄積に関する基礎研究など、安全な水産物を安定的に供給するための研究開発を推進

[28~29年度]

・ 道総研林産試験場が開発したマイタケ「大雪華の舞1号」について、機能性 向上に関する研究やヒト介入試験などの実施により、北海道食品機能性表示制 度「ヘルシーDo」の認定につなげるとともに、栽培方法と機能性維持に関す る品質管理基準を検討し、栽培マニュアルを作成

○ 食品の衛生・加工、環境における研究開発の推進

[26~29年度]

- ・ 道立衛生研究所において、北海道内で流通する加工食品や農産・畜産・水産 食品中に残留する農薬や動物用医薬品の残留実態調査を実施
- ・ 農薬や動物用医薬品に関する新たな試験法の開発や、遺伝子組換え食品検査、 アレルギー物質含有検査の対象食品及び対象項目の拡充、試験法開発に関する 研究を推進
- ・ 食中毒の原因となる細菌やウイルスを速やかに究明し、的確な事件対応や予 防を実施するため、原因細菌・ウイルスの実態や検査についての調査研究を推 進
- ・ 生鮮魚介類の安全性確保に関する技術開発や、低利用資源の有効利用に関す る技術開発を推進

〇 国や民間との連携、成果の普及

[26~29年度]

- ・ 道立オホーツク圏・十勝圏地域食品加工技術センターが行う地域の優れた農 水産物等を活用した加工品の開発に関する研究に対する支援を実施
- ・ 研究開発で得られた成果については、道総研において研究成果発表会などの 開催により関係機関や生産者等へ広く紹介するとともに、農業改良普及センタ ーや水産技術普及指導所を通じた普及活動を実施

【課 題】

・ 地域や企業、生産者団体、消費関係団体などからの要望を踏まえ、研究ニーズを的確に把握するとともに、道の政策課題等と連動した研究開発を重点的に展開することが必要である。

【指標の進捗状況】

年 度 指 標	基準値	26	27	28	29	目標値	目標比(29年度、%)
食の安全・安心を支える生産	20	20	29	20	20	20	100
技術の普及計画課題数(課題)	(24年度)						

今後の方向

○ 地域や企業、生産者団体、消費者関係団体等の研究ニーズを的確に把握し、安

- 全・安心で良質な農畜水産物、加工食品、環境、衛生に関する研究開発を推進する。
- 道総研をはじめとした試験研究機関や民間との連携を図り、食の安全・安心を 支える研究開発を推進する。

(5) 緊急事態への対処等に関する体制の整備等

〇 危機管理体制の構築

[26~29年度]

- ・ 消費者からの相談等への対応と食品等事業者への指導を迅速に行うため、庁 内関係部局等と情報を共有し適切な対応を実施
- ・ 国、地方自治体など関係機関・団体と定期的な情報交換、協議を行い日頃からの連携の強化、円滑な協力体制を確保

〇 迅速な情報提供

[26~29年度]

・ 食中毒の発生時や道が法令に基づき表示に関する指示などを行った場合において、報道機関や道のホームページを通じ、情報の速やかな提供を実施

○ 事業者等における危機管理対応の促進

[26~29年度]

・ 事業者等を対象に、自主的な危機管理体制の整備や、食の安全に関する危機 意識の向上に向け研修会を開催

【課 題】

・ 緊急事態に対処するため、日頃から庁内外における危機意識を共有し、危機 管理体制を確立することが必要。

【指標の進捗状況】

年 度 指 標	基準値	26	27	28	29	目標値	目標比 (%)
食に関する危害情報の	1	1	1	1	1	1/年	100
伝達訓練の実施回数(回)	(24年度)					(継続)	(期間平均)

今後の方向

- 国、市町村など関係機関との定期的な情報交換や情報の共有化を継続し危機意識の共有を図る。また、食品に関わる事案が発生した場合には、国、市町村、生産から消費における関係機関団体との連携を強化するため、体制の充実を図る。
- 道のホームページなどのほか、マスコミを活用した確かな情報提供に努める。

(6) 食品の衛生管理の推進

〇 生産段階における衛生管理の推進

[26年度]

・ 畜産農場における飼養衛生管理工場の取組認証基準(農場HACCP認証基準)に基づく衛生管理手法の導入に必要な情報を提供

[26~29年度]

- ・ GAPについて、道内の主要な産地への導入に向け「北海道農業生産工程管理手法(GAP)導入推進会議」を運営するとともに、指導員の育成、セミナーの開催などを実施
- ・ 水産物について、「北海道産地市場衛生管理マニュアル」に基づき、産地漁 協における荷さばき施設等の自主的な衛生管理意識の向上を促進

〇 製造・加工、流通・販売段階における衛生管理の推進 [26~29年度]

- ・ 食品関係施設の立入検査や講習会等の際に、原材料や最終製品の自主検査、 食品の製造販売等に係る記録の作成・保存など、自主衛生管理の徹底について 指導
- ・ 食品の製造加工施設や販売店 (バックヤード)、大量調理施設などにおいて、 HACCPに沿った衛生管理の導入が円滑に図られるよう、食品等事業者への 技術的支援等を実施
- ・ 北海道HACCP自主衛生管理認証制度について、研修会等において周知・ 普及に取り組むとともに、認証された事業者を道のホームページで紹介
- ・ 卸売市場における生鮮食品の品質・衛生管理の徹底を図るため、立入検査を 実施
- 原子力発電所の事故による諸外国の輸入規制措置に伴い、輸出を行う事業者

に対し、水産物の産地証明書を発行

- ・ 道総研食品加工研究センターにおいて、食品企業における製造現場での衛生 管理、品質管理等の基礎的技術に関する講習会の開催や、企業等からの依頼に 基づき研究職員を現地に派遣して行う技術指導を実施
- ・ 道立オホーツク圏・十勝圏地域食品加工技術センターが行う、衛生管理に関する技術指導や微生物管理技術に関する講習会の開催等を行う事業に対して支援

【課 題】

- ・ 食品の安全性を確保するため、行政による立入検査や食品等の検査と併せて、 フードチェーンを構成する食品関係事業者自らの責任による自主衛生管理の取 組が不可欠であり、行政が食品関係事業者に対して普及啓発を進めるとともに、 指導支援していくことが必要である。
- ・ 農業における食品の安全・安心の確保・強化のほか、環境保全や労働安全等 の持続可能性の確保につながる国際水準のGAPの導入を進める必要がある。
- ・ 衛生管理の手法としてHACCPが国際的に広く普及しているが、平成30年 6月の食品衛生法改正によりHACCPに沿った衛生管理が制度化されること から、食品事業者がHACCPに沿った衛生管理を円滑に導入できるよう取り 組んでいく必要がある。

【指標の進捗状況】

年 度 指 標	基準値	26	27	28	29	目標値	目標比(29年度、%)
G A P導入産地の割合	65	70	72	73	74	80	92. 5
(%)	(24年度)						
■ 卸売市場への立入検査件数	21	25	累計	累計	累計	累計	69. 2
(件)	(24年度)		43	60	83	120	
HACCP手法による	419	511	682	868	1, 367	600	228
衛生管理導入施設数(施設)	(24年度)				,		

今後の方向

○ 農業における食品の安全・安心の確保・強化のほか、環境保全や労働安全等の 持続可能性を確保するため、JGAPやグローバルGAP等の第三者認証GAP の取得など、産地への国際水準のGAPの導入を促進する。

- 庁内関係部局や民間企業、団体等と連携し、各種イベント等でガイドブックの 配布や「ハサップくん(道HACCP事業マスコット)」を活用したPR活動を 行い、道HACCPの認知度の向上や取組施設の増加を図る。
- HACCPに沿った衛生管理が制度化されることから、食品等事業者に対し、 制度化の周知や施設の立入調査時の指導・技術的助言、講習会開催などによる人 材育成支援を実施する。
- 道総研や道立オホーツク圏・十勝圏地域食品加工技術センターによる技術面で の支援を行う。

(7) 農産物等の安全及び安心の確保

① クリーン農業の推進

・ 本道のクリーン農業の新たな展開方向を示すため、平成27年3月に「北海道 クリーン農業推進計画」(第6期)を策定

〇 クリーン農業技術の開発

[26~29年度]

・ 道総研と連携してクリーン農業を支える化学肥料や化学合成農薬の使用を削減する栽培技術や高度なクリーン農業技術の開発を推進

〇 クリーン農業技術の普及

[26~29年度]

- ・ 堆肥等の有機物を活用した土づくりや化学肥料・化学合成農薬の使用を削減 するクリーン農業技術について、農業改良普及センターによる研修会や実証展 示ほの設置等を通じて、開発された技術の普及を実施
- ・ クリーン農業技術による病害虫防除の効率を高めるため、病害虫防除所において病害虫発生予察情報を提供するとともに、その情報を活用した適正防除の 指導を実施

〇 クリーン農産物の生産支援対策

[26~29年度]

・ 北海道クリーン農業推進協議会が実施するYES!clean表示制度の運営、現地

説明会に対する支援を実施

・ 農業改良普及センターにおいてYES!clean登録集団に対する栽培技術基準づくりへの指導・助言を実施

〇 クリーン農産物の流通・消費対策

[26~29年度]

- ・ 消費者のYES!clean農産物の認知度向上を図るため、YES!clean農産物を展示するPRコーナーの設置や、出前講座の開催など各種イベントを活用したPRを実施
- ・ 消費者や企業等に対するYES!clean表示制度の普及啓発、セミナーや水田での生きもの調査によるクリーン農業に対する理解促進など、北海道クリーン農業推進協議会が行う活動を支援

O クリーン農業を推進するための農業生産基盤の整備

[26~29年度]

・ 家畜排せつ物処理施設の整備や安全で良質な農産物を安定的に生産するため に必要な排水改良、土壌改良などの農業生産基盤の整備を実施

② 有機農業の推進

・ 本道の有機農業の新たな展開方向を示すため、平成29年3月に「北海道有機 農業推進計画」(第3期)を策定

〇 有機農業の拡大促進

[26~29年度]

- ・ 有機農業が地域ぐるみの取組に発展するよう、有機農業技術や販路拡大等に 係る情報交換会・現地検討会を開催
- ・ 道立農業大学校における有機農業に関する講義の実施など有機農業に対する 理解を広げる活動や、有機農業者等間のネットワーク活動の充実などの取組を 実施

[26~27年度]

〇 有機農業への新規参入の促進

[26~29年度]

・ 有機農業への参入・定着の促進を図るため、関係団体等が行う有機農業に係る研修受入農家のリスト化やその情報提供の活動に対して支援

[29年度]

・ 有機農業経営に係る経営指標の構築や有機栽培導入に向けたマニュアルを作成し、有機農業への参入・転換に向けた情報を発信

〇 有機農業技術の開発・普及の促進

[26~29年度]

・ 道総研と連携して有機栽培の安定生産を支えるための効果的な施肥や病害虫 防除等の技術開発を推進するとともに、有機農業の技術や知識の普及のため、 有機農業者等を対象とした現地研修会等を開催

〇 有機農畜産物の販路拡大

[26~29年度]

・ 関係団体と連携し、生産者と流通・販売事業者等との商談の場を提供しマッチングに取り組んだほか、札幌圏の量販店に有機農産物の販売コーナーを設置して、有機農業や有機農産物の普及啓発を実施

〇 有機農業への理解の促進

[26~28年度]

・ 北海道有機農業協同組合と連携し、学校給食に有機農産物を提供するとともに、食材を提供した小学校における児童・教職員と有機農業者との交流を実施

[29年度]

有機農産物のPR販売会や消費者と有機農業者との交流イベントなどを実施

③ 遺伝子組換え作物の栽培による交雑及び混入の防止

〇 条例の周知と栽培計画の把握

[26年度]

・ 「遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」(以下、「G M条例」という。)や「遺伝子組換え作物の栽培等による交雑防止措置基準」(以下、「交雑防止基準」という。)について点検・検証を実施し、見直しは行わないこととした

[26~29年度]

- ・ GM条例や交雑防止基準の内容をホームページに掲載するなど、情報提供を 実施
- ・ 道内における開放系での遺伝子組換え作物の栽培計画に係る調査を毎年度実施し状況を把握

〇 遵守事項の徹底と立入検査の実施

[26~29年度]

・ GM条例では、一般栽培の場合は許可制、試験研究機関が行う試験栽培の場合は届出制としており、平成30年3月末現在まで、許可申請及び届出はない

④ 家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止

〇 家畜防疫体制の整備

[26~29年度]

- ・ 各種伝染病の発生予防とまん延防止のため、家畜伝染病予防法に基づく牛、 豚、馬、鶏及び蜜蜂等の検査や輸移入家畜の着地検査、原因不明疾病の病性鑑 定等を実施
- ・ 口蹄疫など海外悪性伝染病の侵入に備え、自衛防疫組織等の関係機関と連携 し、家畜飼養農場への指導・啓発や防疫演習を実施

[28年度]

- ・ 平成28年12月に道内で初めてとなる家きんの高病原性鳥インフルエンザが発生したことから、感染の拡大を防止し早期封じ込めを図るため、自衛隊や市町村、関係機関の協力のもと、発生農場での家きんの殺処分、埋却、鶏舎の清掃消毒等の防疫措置並びに発生農場周辺の家きん等の移動制限及び搬出制限を実施
- ・ 高病原性鳥インフルエンザの発生に備え、養鶏場ごとに必要な人員、物資、 埋却場所等の具体的な対処方針を盛り込んだ防疫計画を策定するとともに、14 か所の道立家畜保健衛生所に加え、新たに2カ所で緊急用防疫資材を備蓄

[29年度]

- ・ 高病原性鳥インフルエンザに係る検証を経て、本病発生時の防疫措置のマニュアルを改正するとともに、養鶏場ごとに策定した防疫計画や緊急用防疫資材 の備蓄、その維持及び更新を実施
- ・ 本病発生時の迅速かつ的確なまん延防止措置の徹底に向けた情報共有と各地 域における防疫演習を実施し、人や物資の輸送、指揮室等の運営、発生農場に

おける殺処分を含む防疫作業や車両の消毒作業など一連の防疫対応を確認

防疫資材調達、輸送、消毒、埋却等の業務委託について、関係団体企業等と 協定を締結

〇 感染症の発生動向の把握

[26~29年度]

・ 「特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、鳥インフルエンザのモニタリングを 行うとともに、家畜の伝染病に関する情報収集を実施

〇 BSEの牛への感染防止と感染実態の把握

[26~29年度]

- ・ BSEの原因と考えられている異常プリオンに汚染された肉骨粉等の牛への 誤用・流用を防止するための流通飼料の検査を実施
- ・ BSEの浸潤状況の把握や飼料規制の有効性を確認するため、死亡牛の検査 を実施

生産段階での衛生管理強化の指導

[26~29年度]

・ 家畜伝染病予防法で規定する「飼養衛生管理基準」の遵守について、飼養農場への指導を実施

【課 題】

- ・ 農業が持続的に発展していくためには、化学肥料や化学合成農薬の低減など 環境保全型農業の推進が必要である。
- ・ クリーン農業は、地域や土壌条件によっては収量・品質の面で課題があることから、クリーン農業技術の開発や技術導入への支援が必要である。
- ・ YES!clean農産物について、生産拡大と合わせて、消費者等への理解の向上が必要である。
- ・ 有機農業は、生産面では、栽培技術の一層の普及や開発のほか、収支や作付体系など参入していくための情報、地域が一体となって参入者を支えることが必要である。また、消費面では、消費者への啓発を通じて購入意欲の向上につなげていくほか、有機農業者と流通・販売事業者とを結びつけて、安定的な販路を確保することが必要である。
- 遺伝子組換え作物に対する道民の意識や社会情勢の変化などを踏まえた適切

な対応が必要である。

- ・ 安全・安心な畜産物を提供するためには、健康な家畜の生産と飼育が前提であり、家畜伝染病の検査・監視を適切に行う必要がある。
- ・ 家畜の伝染病の発生予防やまん延防止には、飼養衛生管理基準を遵守することが基本であり、飼養農家が確実に取り組む必要がある。

【指標の進捗状況】

					-		1
年 度 指 標	基準値	26	27	28	29	目標値	目標比 (%)
YES!clean農産物表示制度	390	402	407	409	412	530	77.7
登録生産集団数(集団)	(24年度)						(29年度)
YES!clean農産物	14, 960	17, 027	17, 141	17, 600	18, 390	27, 000	68. 1
作付面積(ha)	(23年度)	,	,	,	,		(29年度)
エコファーマーの	7, 166	5, 195	4, 863	4, 610	4, 149	8, 500	48. 8
認定数(件)	(24年度)	, , , , , ,	2, 222	.,	.,		(29年度)
有機農業に取り組む	667	726	678	641	_	1, 300	49. 3
農家戸数	(23年度)	,	.,.			.,	(28年度)
開放系での遺伝子組換え作	1	1	1	1	1	1/年	100
物の栽培計画調査回数(回)	(24年度)					(継続)	(期間平均)
鳥インフルエンザの検査数	4, 672	3, 830	4, 140	4, 110	4, 120	4,740/年	85. 4
(サーベイランス)(検体)	(24年度)	0,000	.,	.,	., .20	., , , , ,	(期間平均)
監視伝染病に関する	14	14	14	14	14	14/年	100
防疫演習の実施か所	(24年度)					(継続)	(期間平均)

今後の方向

- 農薬や化学肥料の使用量を低減したクリーン農業や、地域の有機質資源を活用 した資源循環型の有機農業の普及に取り組むなど、環境に配慮した持続可能な農 業生産を推進する。
- クリーン農業については、技術の開発及び普及、関係団体と連携した生産者への技術指導、消費者へのPR活動等により、YES!clean農産物の生産及び流通・消費の拡大を図るとともに、環境保全に果たす役割を発信して道民への理解促進を図る。
- 有機農業については、生産面では参入者の増加や経営が安定的に継続していく こと、消費面では消費者の理解が広がり有機農産物等に対するニーズが拡大して

いくことを目標に推進する。

- GM条例や交雑防止基準の内容の周知を図るとともに、道民の意識や社会情勢 の変化を踏まえて適切に対応する。
- 家畜伝染病予防法に基づく検査等の実施や、高病原性鳥インフルエンザのモニタリング、家畜伝染病に関する情報の収集により、各種伝染病の発生予防と早期発見とまん延防止に努める。
- 高病原性鳥インフルエンザ等の海外悪性伝染病の発生に備え、関係機関と連携 して防疫演習を実施するなど防疫体制の強化に努める。
- BSE対策の有効性を確認するため、死亡牛や神経症状等を呈した牛のサーベイランスを実施する。

(8) 水産物の安全及び安心の確保

① 生鮮水産物の鮮度の保持

〇 鮮度保持技術の普及・定着

[26~29年度]

・ 道産水産物に有効と考えられる鮮度保持技術を取りまとめた「生鮮水産物鮮度保持マニュアル」をホームページに掲載するなどして、衛生管理の普及の取組を実施

〇 鮮度保持に向けた取組

[26~29年度]

・ 鮮度保持などの高度化を目的とした施設整備や、漁業者が水産物を水揚げする際の鮮度保持に効果的な屋根付き岸壁などを有する漁港の整備を推進

[27~29年度]

・ 近年漁獲量が急増しているブリやサバについて、安全・安心な出荷体制の構築に向けた産地における適切な温度管理や処理方法などについての調査を実施し、「ブリ・サバ鮮度保持マニュアル」を作成

② 貝類の安全確保

[26~29年度]

・ 二枚貝の食品としての安全性を確保するため、道や生産者により19の生産海域において貝毒検査を実施

〇 出荷体制に対する指導の徹底

[26~29年度]

・ 貝毒の発生期に中腸腺など毒蓄積部分を適切に除去することにより、ホタテガイの出荷が認められた認定工場に対して、巡回指導などを実施

〇 貝毒プランクトン調査の実施

[26~29年度]

・ 二枚貝の毒化の原因となるプランクトンの発生状況を監視し、生産者等への 情報提供を実施

【課 題】

- ・ 道産水産物の販売をより優位に進めていくには、道産水産物のイメージをさらに高めるなど差別化対策を進める必要がある。
- ・ 農畜産物に比較して鮮度低下が早い水産物については、衛生管理手法を基本 としながら鮮度指標を使うなど、目に見える形で鮮度保持技術の有効性を漁業 者・仲買人等に示していく必要がある。
- ・ 二枚貝の貝毒に係る安全確保のためには、その原因となるプランクトンの発生状況を定期的に把握することや、貝毒の有無についての定期的な検査、また 貝毒発生期において適正な処理加工を行うことが必要である。

【指標の進捗状況】

年 度 指 標	基準値	26	27	28	29	目標値	目標比 (%)
屋根付き岸壁を有する漁港数	6	6	8	10	10	10	100%
(1種、2種漁港)(港)	(24年度)						(29年度)
貝毒検査の実施海域数	19	19	19	19	19	19/年	100%
(全道 海域)	(24年度)					(継続)	(期間平均)

今後の方向

- 消費者が求める良質で鮮度の良い水産物を提供するため、生産地における鮮度 保持の取組を促進する。
- 定期的な貝毒検査の実施、貝毒発生期における加工場の適正な処理加工の推進 と認定・指定工場の指導に努める。
- プランクトンの発生状況を把握するため、定期的にモニタリング調査を行い、

(9) 生産資材の適正な使用等

① 農薬の適正な使用等

〇 農薬の適正使用の推進

[26~29年度]

- ・ 北海道農薬指導士認定研修会を開催し、農薬指導士を認定するとともに、農 薬販売業者等への立入検査を実施
- ・ 各種指導資料の作成・配付により農薬の適正使用を促進
- ・ 農業団体が行う残留農薬の検査に対して支援を実施

〇 マイナー作物の安定供給に必要な農薬登録の推進

[26~29年度]

・ 登録農薬の少ないマイナー作物について、関係機関・団体と連携して薬効・ 薬害試験等を実施し、安定生産に必要な農薬の登録を推進

② 動物用医薬品の適正な使用等

動物用医薬品の適正販売の推進

[26~29年度]

- 動物用医薬品の適正な流通販売及び使用が行われるよう、販売業者や獣医師、 生産者に対して、関係法令遵守の啓発を実施
- ・ 動物用医薬品販売業者に対し、動物用医薬品の保管や販売状況を監視し、違 反事例の取締りを行うとともに、全店舗を対象とした立入検査を計画的に実施

動物用医薬品の適正使用の推進

[26~29年度]

- ・ 動物用医薬品の適正使用について、畜産関係団体と連携して生産農場への指導を実施
- ・ 診療施設への立入検査を計画的に実施し、獣医師に対して動物用医薬品の適 正な管理と生産者への使用指示状況について、監視指導を実施

③ 飼料及び飼料添加物の適正使用と良質な飼料の確保

〇 飼料の安全性の確保

[26~29年度]

・ 飼料製造・販売業者や畜産農家等に対する立入検査・指導、牛用飼料への肉 骨粉等混入防止の監視調査などを実施

〇 自給飼料の増産

[26~29年度]

- ・ 飼料自給率の向上を図るため、関係機関による自給飼料増産に向けた情報共 有を推進
- ・ サイレージ用とうもろこしの作付拡大に向け、作付限界地域における栽培技 術の普及や草地の植生改善を推進
- ・ 作業の共同化など効率的な飼料生産システムの導入やコントラクターの育成
 - ・支援を実施

〇 飼料生産基盤の整備

[26~29年度]

・ 草地等の起伏修正や排水改良など飼料生産基盤の計画的な整備を実施

【課 題】

- ・ 農薬の使用に当たっては、農薬取締法に基づき農薬使用基準を遵守するととも に、残留農薬等のポジティブリスト制度に対応した農薬の適正かつ安全な使用が 求められており、農薬使用者や販売業者の指導を行っていく必要がある。
- ・ マイナー作物や新たな作物について、安定供給を図るため農薬登録の拡大が 必要である。
- ・ 安全な畜産物等を消費者に提供するためには、動物用医薬品の慎重使用の徹 底など販売から使用までの各段階における適正な使用及び保管等、安全対策を 進める必要がある。
- ・ 飼料安全法の適切な運用を図り、飼料の安全を確保するため、各関係機関と 連携しながら、飼料の製造、輸入、販売、使用の各段階における検査及び指導 を実施することが必要である。
- 今後とも、飼料自給率向上を図る必要がある。

【指標の進捗状況】

年 度	基準値	26	27	28	29	目標値	目標比
指標						, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	(%)
農薬販売業者等の	116	158	137	129	123	140/年	97. 7
立入検査件数(件)	(24年度)					1 137 1	(期間平均)
動物用医薬品販売店舗	181	154	187	143	_	150/年	107. 6
立入検査件数(件)	(24年度)						(期間平均)
動物診療施設	86	120	84	63	_	120/年	74. 2
立入検査件数(件)	(24年度)					,	(期間平均)
飼料への肉骨粉混入	93	119	111	93	93	120/年	86. 7
検査検体数(検体)	(24年度)					1	(期間平均)
飼料製造・販売業者等への	248	261	212	169	161	420/年	47. 8
立入検査件数(件)	(24年度)					,	(期間平均)
飼料自給率(%)	54	55	54	55	_	67	82. 1
2311-441 (19)	(23年度)						(28年度)

一今後の方向

○ 農薬や動物用医薬品については、その販売から使用に至る各段階において適正 な取扱いがなされるよう、法令に基づく監視指導を実施する。

また、販売者・使用者等が適正な取扱を共用できるよう、研修会や講習会でのリーフレット配布などにより普及啓発を実施する。

- 飼料の安全性を確保するため、飼料の製造・販売業者や生産者に対する検査指導を行い、飼料の安全を確保する。
- 道内の恵まれた草地資源などから生産される良質な自給飼料の生産と利用に努め、飼料自給率の向上を図る。

(10) 生産に係る環境の保全

- ① 農用地の土壌汚染の防止
 - 〇 肥料の適正使用の推進

[26~29年度]

・ 肥料取締法に基づく肥料生産業者への立入検査を実施

- ・ 特殊肥料生産業者の知事への届出の際に有害物質の分析結果を提出するよう、 指導を実施
- ・ 「下水汚泥施用土壌のモニタリングのための実施要領」に基づくモニタリング を実施し、施用農地の重金属蓄積を防止
- ・ 「北海道施肥ガイド」や「北海道における有機質資材の利用ガイド」に基づき、 生産者に対する適正施肥や有機質資材の適切利用についての指導等を実施

② 水域環境の保全

公共用水域の常時監視、汚濁発生源対策

[26~29年度]

- ・ 水質汚濁防止法に基づき、環境基準の類型指定水域や水質監視の必要性の高い水域において常時監視を実施し、測定結果を公表
- ・ 環境関連法令の遵守徹底を図るとともに、立入検査による指導など汚濁発生 源対策を実施
- ・ 地域における下水道、農業集落排水施設や浄化槽の整備を促進
- ・ 家畜排せつ物の適正管理を徹底するため、巡回調査等により監視指導を実施

〇 水域の環境保全対策

[26~29年度]

- ・ 水源のかん養や水質の浄化など森林の持つ多面的機能を発揮するため、造林 や間伐を行い、森林や河畔林の整備・保全を推進
- ・ 傾斜農地の土壌流亡を防ぐためのほ場等の整備や、生態系に配慮した排水路 の整備などを実施
- ・ 藻場や干潟の維持や回復に向けた保全活動を行う組織の支援を実施

③ 地下水の汚染の防止

〇 地下水の常時監視と水質検査の実施

- ・ 地下水の汚染の早期発見や、汚染範囲・経年変化等を把握するため、水質汚 濁防止法に基づき、地下水の常時監視を実施し、測定結果を公表
- ・ 汚染が確認された地下水を飲用に供する利用者に対して、関係町村の協力を 得ながら、水道水への切り替えや汚染された井戸水を乳児に与えないことなど の飲用指導を実施

〇 肥料減量化技術の確立・普及と家畜排せつ物の適正管理 [26~29年度]

- 「硝酸性窒素汚染防止のための施肥管理の手引き」により適正な施肥の普及 ・指導を実施
- ・ 振興局及び市町村段階に設置した「家畜排せつ物管理適正化指導チーム」の 巡回調査等により、家畜排せつ物の管理適正化を促進

【課 題】

- ・ 有機性廃棄物のたい肥化などへのリサイクル利用に当たっては、特殊肥料の 安全性を確保するとともに、適正使用の指導を推進することが必要である。
- ・ 湖沼や一部海域などの閉鎖性水域は、いったん汚濁するとその改善は容易ではなく、長期にわたり環境基準が未達成の湖沼等がみられることから、良好な水質を呈する水域の維持と水質が悪化している水域の改善のための取組の強化が必要である。
- ・ 硝酸性窒素等による地下水汚染が農村地帯において広範に顕在化しており、 道民の健康を守るとともに農村の環境保全を図るため、地下水質の改善を図る 必要がある。
- ・ 農村地域においては、過剰な施肥、家畜ふん尿及び生活排水の不適切な処理 が地下水汚染の原因となることから、地域全体で汚染を防止・軽減するための 対策に取り組む必要がある。

【指標の進捗状況】

年 度	基準値	26	27	28	29	目標値	目標比
指標							(%)
特殊肥料生産業者等への	17	28	27	30	34	30/年	99. 2
立入検査件数(件)	(24年度)					, .	(期間平均)
公共用水域の環境基準	88	92	93	91	_	100	91
達成率(%)	(23年度)						(28年度)
農業集落排水整備率	94	95	97	97	97	100	97
(%)	(24年度)						(29年度)
地下水の環境基準	44	44	38	35	_	0	_
超過市町村数	(23年度)						

今後の方向

- 肥料生産業者等への計画的な立入検査や、特殊肥料生産業者届出時の有害物質の分析結果の提出を指導するとともに、使用者に対する肥料の適正使用の指導を推進する。
- 公共用水域の常時監視や工場・事業場への立入検査等による監視・指導に取り 組むとともに、水域環境の保全のため、森林や河畔林の整備・保全、環境に配慮 した生産基盤整備、藻場や干潟の保全活動などの取組を推進する。
- 地下水の常時監視を行い、地下水汚染の早期発見、汚染範囲の確認など汚染状況の把握に努める。
- 家畜排せつ物処理施設等への巡回指導を計画的に実施し、適正な処理を促進する。

(11) 適正な食品の表示の促進等

① 食品の表示に関する監視体制の整備、適正な表示の促進

〇 食品表示制度の普及啓発

[26~29年度]

- ・ 食品表示制度について、セミナーの開催や「景品表示法ホットライン」の設置など事業者への相談に対応することにより普及啓発を実施
- ・ 法令に基づく適正な表示を徹底するため、食品小売店等に対する食品表示実 態調査や食品関係施設に対する監視及び必要な指導を実施

〇 不正を見逃さない監視体制の充実

- ・ 食品表示監視員により、ホテル等に対し適正なメニュー表示に向けた景品表示法の普及啓発に取り組むとともに、適正表示に関する調査を実施
- ・ 法令に基づく適正な食品表示を推進するため、食品小売店等に対して食品表示実態調査を実施し、制度の遵守状況の把握とともに必要な指導を実施
- ・ 北海道食品衛生監視指導計画に基づき、食品関係施設に対し、適正な表示の 徹底について監視指導を行うとともに、遺伝子組換え食品の混入の有無やアレ ルギー物質、食品添加物の検査を行い、表示欠落等が確認された場合は改善を 指導

- ・ 道内各市町村に配置されている消費生活モニターにより、食品表示の実態把 握を実施
- ・ 「食品表示110番」の専用電話により、食品表示に関する情報や食品表示制度に関する問合せ窓口を設置
- ・ 道が受理した通報や対応状況を関係部局で共有化し、一元的に管理するため、 庁内関係部局による会議を毎月開催し、処理状況を確認・点検したほか、四半 期ごとに通報や対応等の状況を道のホームページで公表

〇 原料原産地表示の促進

[26~29年度]

- ・ 北海道産の原材料を使用し、道内で製造・加工された加工食品を登録する「道 産食品登録制度」について、道内・首都圏での各種商談会やホームページで広 くPRするなど、その普及と登録商品の販路拡大に向けた取組を実施
- ・ 全国の消費者からの信頼確保と北海道ブランドの向上を図るため、道産食品 全国モニターを各都府県に配置し、道産食品の表示状況調査やモニターへのア ンケート調査を実施

② 食品のトレーサビリティの導入の促進

○ トレーサビリティシステムの円滑な運用と導入の促進

[26~29年度]

- ・ 「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」(米トレーサビリティ法)について、道のホームページへの掲載やパンフレットの配布などによる制度の普及啓発、飲食店等への巡回調査等を実施
- ・ 道のホームページにおいて、道産加工品やきのこ、道産水産物に関するトレーサビリティ導入の手引き等のほか、システムの内容や事業者の取組事例など を掲載

【課 題】

- ・ 平成27年4月に施行された食品表示法及び食品表示法に基づく食品表示基準、平成29年9月に改正された加工食品の原料原産地表示制度など、関係法令等の普及啓発が必要である。
- ・ トレーサビリティについて、法律で義務化されている品目での確実な履行や 食品ごとの生産・流通状況に応じた導入が必要である。

【指標の進捗状況】

年度	基準値	26	27	28	29	目標値	目標比
指標							(%)
道産食品登録制度の	308	332	342	349	377	400	94. 3
登録数(品)	(24年度)						(29年度)
道産食品全国モニター	46	46	46	46	46	46	100
の配置数(人)	(24年度)						(期間平均)
道のホームページで紹介する	35	37	38	39	42	100	42
トレーサビリティの取組事例数	(24年度)						(29年度)

・今後の方向

- 食品表示法など食品の表示に関する法令等の普及啓発を行うとともに、国や市町村に配置している消費生活モニターと連携した関係法令等の遵守状況の把握及び食品表示に関する情報収集や調査を実施し、不適切な事案に対しては指導等を行う。
- 道産食品登録制度については制度の普及啓発を行い、登録品の増加に取り組む。
- 生産者、事業者の自主的な取組を基本としながら、トレーサビリティシステム の導入促進に向け、普及啓発を進める。

(12) 道産食品の認証制度の推進

〇 制度の認知度向上

- ・ 高いレベルの安全・安心と優れた個性を有する道産食品を認証する「道産食品独自認証制度(きらりっぷ)」について、制度や認証品を紹介する小冊子「道産食品独自認証制度オフィシャルブック」を食品製造や流通・小売の関係団体などへ配布するとともに、札幌市内や首都圏のイベント会場などにおいて、制度の紹介や認証品の展示、試食提供によるPRを実施
- ・ 道と事業者との包括連携協定等を活用して、お歳暮等のギフト商品としての 取扱い拡大や企業の懸賞品としての利用、飲食店での活用拡大を働きかけるな ど、認証品の販売支援の取組を実施

〇 認証数の拡大

[26~29年度]

・ 消費者へのPRや、認証機関などと連携して関係団体や事業者へのPRを実施するなど、認証数の増加に向けた取組を実施

【課題】

・ 道産食品独自認証制度については、消費者への制度の浸透がまだ十分ではな く、制度の認知度向上と認証数の拡大に向けた一層の取組が必要である。

【指標の進捗状況】

年 度 指 標	基準値	26	27	28	29	目標値	目標比(29年度、%)
道産食品独自認証制度	60	57	59	61	59	100	59
の認証品数	(24年度)						

今後の方向

○ 道産食品独自認証制度については、ホームページによる情報発信、パンフレットの配布、道内外でのイベントや商談会でのPR活動など、事業者や消費者に対する制度の普及啓発を行い、認証品の増加に取り組む。

(13) 情報及び意見の交換等

〇 リスクコミュニケーションの効果的な実施

- ・ 食の安全・安心に関して関係者の相互理解の促進や幅広い道民意見を把握するため、関係機関・団体と連携し、食の安全・安心に関する情報の提供や、消費者、生産者、事業者等の意見交換の場としてリスクコミュニケーションを実施
- ・ 実施に当たっては、多くの道民が参加しやすく効果的なものとなるよう、道 民の関心が高いテーマを設定し、道内各地で開催

【課 題】

・ リスクコミュニケーションの実施に当たっては、引き続き、道民の関心が高いテーマの設定、多くの道民がさらに参加しやすくなるよう、その機会の充実を図っていくことが必要

【指標の進捗状況】

年 度 指 標	基準値	26	27	28	29	目標値	目標比(%)
リスクコミュニケーション	5	4	5	7	5	5/年	105
の開催テーマ数	(24年度)					(継続)	(期間平均)

今後の方向

○ 道民の関心が高いテーマの設定、開催方法や内容を充実したリスクコミュニケーションを開催し、消費者、生産者、事業者等の相互理解を促進する。

(14) 食育及び地産地消の推進

・ 本道の食育を一層効果的に推進するため、平成26年3月に第3次「北海道食育推進計画(どさんこ食育推進プラン)」を策定

① 食育の推進

○ 食をとおした健康の維持・増進

[26~29年度]

・ 北海道の健康増進計画である「すこやか北海道21」に基づき、道民が健康 的な食習慣を身に付けるため、道産食材を取り入れた北海道版食事バランスガ イド「どさんこ食事バランスガイド」の普及を推進

○ 地域に根差した食関連産業への理解と支援

[26~28年度]

・ 学校給食における地場産物の活用促進に向け、自治体関係者から意見等を伺い、「地場産物を活用した学校給食献立集」、DVD「地域の特産物を生かした学校 給食の調理」などを作成・配布

[26~29年度]

・ 農業体験を通じて農村の魅力を学ぶ「ふれあいファーム」において、食と命の大切さを学び、食と農業についての理解を深めることを目的とした「食育ファーム」を推進するため、各農場の取組をホームページやメールマガジン「食の安全・安心インフォメーション~北海道スローフード&フェアトレード」で情報提供

〇 環境の保全・食文化の継承

[26~29年度]

- ・ 食育のポータルサイト「元気もりもり!どさんこの食育」を通じ、北海道に おける食育の取組や制度など、様々な情報を提供するとともに、食育DVDの 貸出しや北海道食育コーディネーター制度等により、地域における食育活動を 支援
- ・ 北海道の伝統的な食文化の継承を図るため、「北海道らしい食づくり名人」 を食育ホームページなどで紹介するとともに、新規名人の登録を推進

[28~29年度]

- ・ 食品ロス削減の取組として、家庭などにおける食べ残しなどを削減するため、 啓発資料の配付や、道内の飲食店の取組を食育ホームページで紹介
- ・ 庁内関係部局で組織する食育推進連絡会議に食品ロス部会を設置し関係部局 の連携を図りながら、「どさんこ愛食食べきり運動」として忘新年会における 食べ残しの削減に向けた普及啓発などを実施

〇 食育を推進する基盤づくり

- ・ 地域における食育活動の向上を図るため、団体等の要請により、北海道食育 コーディネーターを斡旋
- ・ 道内の関係団体等で構成する「どさんこ食育推進協議会」や、食育関係の有 識者による会議において、道内の食育の推進に向けた意見交換等を実施
- ・ 地域における食育に関する情報の共有化や市町村食育推進計画の円滑な作成 を促進するため、各振興局で食育推進ネットワーク会議を開催
- ・ 道内の食育推進活動を促進するとともに、道民の食育に対する関心を高める ため、北海道食育推進優良活動表彰を実施
- ・ 学校における食育を推進するため、食に関する指導と学校給食の管理を一体 のものとして担う栄養教諭の任用を促進

・ 市町村食育推進計画について、食育推進ネットワークにおける助言に加えて、 「計画作成の手引き」の配布や訪問指導を実施し、未作成市町村における計画 策定を推進

[29年度]

・ 栄養教諭と学級担任、養護教諭等が連携した家庭へのアプローチや体験活動 を通した食への理解促進など、学校を核として家庭を巻き込んだ取組を推進し、 家庭における食育への理解を深めるための事業「つながる食育推進事業」を実 施

② 地産地消の推進

〇 地産地消の推進

[26~29年度]

- ・ 愛食運動をより一層拡げていくため、「北のめぐみ愛食運動道民会議・どさんこ食育推進協議会合同会議」を開催
- ・ 地産地消、食育などの愛食運動の総合的な推進や道産農林水産物の消費拡大 を図るため、「北のめぐみ愛食応援団」、「北のめぐみ愛食レストラン」、「北海 道愛食大使」、「愛食の日」の取組などを実施
- ・ 「ゆめぴりか」や「ななつぼし」などの良食味米の販路拡大など、北海道米の 道内食率の維持・確保・向上を図る「米チェン」活動を農業団体等と連携して 推進
- ・ 輸入小麦から道産小麦への利用転換(いわゆる「麦チェン」)を図るため、「ゆめちから」を中心とした道産小麦の安定供給に向けた取組を進め、「麦チェン!」ロゴの使用の促進、道産小麦の消費拡大を図るPRイベント等を実施
- ・ 栄養教諭、学校給食調理員等を対象に、地場産物を活用した学校給食メニューをテーマに調理コンクールを実施
- ・ 新鮮な道産水産物の魚食普及を図るため、道産水産物を原材料とした学校給 食向け製品の開発を支援するとともに、水産業への理解を深めてもらうため、 漁業者団体と連携して小中学校などへの出前授業等を実施

[27~28年度]

・ 道産食材の魅力をアピールするため、「北海道地産地消弁当」を企画・開発し、お弁当キャンペーンを実施

〇 消費者と生産者等との結び付きの強化

[26~29年度]

- ・ 生産者が消費者と対話しながら販売する「北のめぐみ愛食フェア」などの開催を支援し、生産者と消費者の交流促進の取組を拡大
- ・ 各地域で生産者等が取り組む親子料理教室などを通じて、魚食の普及を推進

○ 地域の食資源を活かした取組の促進

[26~27年度]

・ 「北海道6次産業化展示交流会」を開催し、6次産業化に取り組む農林漁業者と商社、百貨店、飲食店のバイヤー等のマッチング機会を提供するとともに、 農林漁業者の様々な課題解決を図るために「個別相談会」を開催

[26~29年度]

- ・ 農林漁業者等による6次産業化の取組をレベルアップさせ、ビジネスとして の本格的展開につなげるためのサポート活動を行う「北海道6次産業化サポートセンター」を設置・運営
- ・ 地域の生産者団体等が行う、道産水産物の知名度向上や消費の拡大に向けた 取組に対して支援
- ・ 本道の食のブランドのステップアップを図るため、食の磨き上げに向けたアドバイスを行う個別相談会の開催や、磨き上げられた商品等を対象に販路拡大に向けた支援を実施
- ・ 道内外の食の専門家が選定する「北のハイグレード食品+ (プラス)」(26~27年度)、「北のハイグレード食品S (セレクション)」(28~29年度)を選定し、 道産食品の発掘と訴求力のある商品群を育成し、道産食品全体の販路拡大を支援
- ・ 食クラスター活動を全道各地で効果的に推進するため、食に関わる意欲ある 人材に対し、高度なマーケティングや全国的なネットワークを有する講師陣に よる専門的な研修を実施
- ・ 国から北海道フードコンプレックス国際戦略総合特区の指定を受けて以来、 関係自治体や経済団体等との連携強化を図りつつ、総合特区制度における特例 措置を最大限に活用しながら、食の機能性に関する分析・評価機能の高度化な ど、食のバリューチェーン形成に向けた様々な取組を実施
- ・ 「北海道食品機能性表示制度(ヘルシーDo)」の効果的運用や、認定商品 の道内外への情報発信など、食品の機能性に着目した取組を推進

[27~29年度]

・ 農林漁業者と多様な事業者が連携して取り組む6次産業化を推進するため、

「北海道6次産業化・地産地消推進協議会」や、地域におけるネットワークづくりに向けた検討会を開催

〇 観光産業との連携強化

[26~29年度]

- ・ ファームインや農家レストラン、直売所などグリーンツーリズムの取組について、ホームページで情報発信を実施
- ・ 道と札幌市の連携により、JR札幌駅西コンコース北口に設置している道産 品のアンテナショップ「北海道さっぽろ『食と観光』情報館」の「食」コーナ ー(北海道どさんこプラザ札幌店)で、厳選した道内各地の特産品や道産食品 独自認証食品などを販売

【課 題】

[食育の推進]

- ・ 高齢者人口は全国的に増え続けているが、北海道は、高齢者の比率や高齢者 世帯の比率(高齢者夫婦のみ及び高齢者単身)が全国平均より高く、今後も上 昇が見込まれることから、高齢者に対する食育の重要性が増している。
- ・ 道民の食生活は、野菜、果物の摂取量が少なく、児童生徒が毎日朝食を食べている割合が全国平均より低いほか、食育への関心も減少傾向にある。
- ・ 環境に配慮した食育の一環として、食品ロスの削減に向けた普及啓発の重要 性が増している。
- ・ 地域の食育を担うボランティアや農林漁業の体験施設などの担い手が高齢化 などにより減少している。
- ・ 栄養教諭の配置定数に対する任用率は98.8%とほぼ充足しているが、組織的 な食育推進体制が十分ではない学校が見受けられる。

[地産地消の推進]

・ 安全・安心な食品の確保や食料自給率の向上、さらには、地域資源を活用した6次産業化の推進などが課題となっている中、地産地消の取組は、食を通じて生産者と消費者の絆を強め、地域の活性化や健康で豊かな食生活の実現などに資するものとして、その一層の充実が必要である。

【指標の進捗状況】

	 年	度	基準値	26	27	28	29	目標値	目標比
指標									(%)
朝食を	小学6	6年生	85. 9	85. 3	84. 9	84. 9	84. 4	100	84. 4
毎日食べ			(24年度)						(29年度)
ている	中学3	3年生	82. 0	82. 4	82. 4	81. 8	81. 4	100	81. 4
割合(%)			(24年度)						(29年度)
栄養	野菜	類	288					350	77. 7
バランス	(成人1E	当たり	(24年度)	_	_	272	-	以上	(28年度)
の改善	摂取量	(g)							
	食	塩	10. 8					8. 0	80.0
	(成人1E	当たり	(24年度)	_	_	10. 0	-	未満	(28年度)
	摂取量	(g)							
	脂肪エネル	男性	41. 9	_	_	46. 4	-	19. 7	42. 5
	ギー率が		(23年度)					以下	(28年度)
	25%以上の	女性	51. 3	_	_	55. 7	_	31. 1	55. 8
	割合(%)		(23年度)					以下	(28年度)
ふれあいフ	ァームに	登録	2. 2	2. 4	2. 5	2. 6	2. 6	2. 4	108
している農	家の割合	合(%)	(24年度)						(29年度)
食育推	進計画	を	47	68	78	84	100	全市町村	55. 9
作成してし	る市町	村数	(24年度)						(29年度)
北海道米	の道内1	全 率	90	89	89	87	86	85	101
((%)		(24RY※)						(29RY)
道民の小			24						86
│ 対する道内 │			(23年度)	42	40	54	-	50	(29年度)
道産小麦									
学校給的			70. 4						88. 8
	道産食材の購入率		(23年度)	_	66. 6	-	-	75	(27年度)
(金額ベース) (%)								隔年調査	
	ビジネス	ス	3, 406	3, 355	3, 308	3, 280	3, 239	4, 200	77. 1
	1件数		(24年度)						(29年度)
グリーン		ズム	2, 508	2, 523	2, 501	2, 458	2, 635	2, 700	97. 6
	施設数		(24年度)	/					(29年度)

※RY: 米穀年度(Rice Year) (前年11月~10月)

今後の方向

[食育の推進]

- 食育をめぐる情勢の変化や課題等を踏まえ、第4次「食の安全・安心基本計画」 と並行して、第4次「北海道食育推進計画」を策定する。
- 食育の取組は、農林水産、保健福祉、教育など様々な分野で行われており、これら関係者が連携しながら取組を進めることが重要であることから、どさんこ食育推進協議会や食育推進ネットワーク会議などの場を活用し、食育に関する情報の共有化や連携を進めながら、総合的に取組を推進する。
- 食品ロスの削減については、国連が掲げる「持続可能な開発目標」(SDGs) のターゲットとなっていることも踏まえ、「どさんこ愛食食べきり運動」の取組 を推進する。

[地産地消の推進]

- 各種イベントを活用した普及啓発、「北のめぐみ愛食レストラン」や「北海道 愛食大使」のPR、生産者と消費者との交流促進などの取組を総合的に実施する などして、地産地消を含む愛食運動を道民運動として推進する。
- 関係団体と連携し、北海道米の道内食率の維持・確保や、道産小麦を使用した 商品の開発・普及、消費者へのPRなどによる「麦チェン」の取組を推進する。
- 恵まれた自然環境で生産された道産農林水産物を活用した6次産業化や農商工 連携、食クラスターなどの取組を促進する。

(15) 道民からの申出

○ 相談・申出窓口の明確化と道民への周知

- ・ 食品の安全・安心に関する相談・申出窓口として「食品表示110番」、「食品安全相談ダイヤル」の専用電話を設置、運営したほか、全道の道立保健所に おいても道民からの相談や申出を受理
- ・ 道のホームページなどにおいて各相談窓口及び電話番号等を掲載し、道民へ 周知

〇 食品表示110番の運営

[26~29年度]

・ 食品表示110番の専用電話を設置し、食品表示に関する情報や食品表示制度に関する問合せなどを受け付け、申出の内容に応じて事業者への必要な調査や指導を行うなど関係法令等に基づく適切な措置を実施

〇 食品安全相談ダイヤルの運営

[26~29年度]

・ 「食品安全相談ダイヤル」専用電話を設置し、食品の安全・安心全般に関する情報提供、問い合わせ、意見などを受け付け、申出の内容に応じて関係部局等へ回付するなど適切な措置を実施

〇 保健所窓口での受付

[26~29年度]

・ 各保健所窓口で、食品衛生に関する違反情報や相談などを受け付け、申出の 内容に応じて事業者への必要な調査や指導を行うなど、関係法令等に基づく適 切な措置を実施

〇 申出に対する的確かつ迅速な対応

[26~29年度]

- ・ 道が受理した通報等の情報を関係部局で共有化し、一元的に管理するため、 庁内関係部局による会議を毎月開催し、処理状況を確認・点検したほか、四半 期ごとに通報や対応等の状況を道のホームページで公表
- ・ 国等の関係機関との定期的な会議等を通じ、情報を共有化し連携を強化

【課 題】

・ 食品の安全・安心に関する通報等については、国等の関係機関とも緊密に連携しながら、庁内関係部局が情報を共有化し、関係法令の規定などに基づき必要な措置を迅速に行うなど、的確に対応していくことが必要である。

【指標の進捗状況】

年 度 指 標	基準値	26	27	28	29	目標値	目標比 (%)
消費生活安定会議 幹事会食品部会の 開催	月1回 (24年度)	月1回	月1回	月1回	月1回	月1回 (継続)	100 (期間平均)
国等との 情報交換会議の 開催	毎月開催(24年度)	毎月開催	毎月開催	毎月開催	毎月開催	毎月開催(継続)	100 (期間平均)
通報等に係る 措置状況等の 公表	年4回 〈四半期ごと〉 (24年度)	年4回 〈四半期ごと〉	年4回 〈四半期ごと〉	年4回 〈四半期ごと〉	年4回(四半期ごと)	年4回 〈四半期ごと〉 (継続)	100 (期間平均)

今後の方向

- 道民から申出のあった通報については適切に対応するとともに、情報の一元的 な管理と対応の点検を行い、必要に応じて国等関係機関との連携を推進する。
- 道民から申出のあった通報の状況は、対応などを道のホームページにより公開 する。

4 施策の実施状況等に対する主な意見等

食の安全・安心に関して講じた施策の実施状況等に対して、消費者、農業者、漁業者、流通加工事業者、調理師、栄養士、農協、漁協、行政関係者などの参加を願い、全道7ブロックにおいて意見交換会を開催し、食の安全・安心や食育等に関して意見や提案等をいただくとともに、道のホームページにおいて、施策の実施状況等について意見募集を行った。

■ 地域意見交換会の開催結果

開催場所	開催月日	意見交換 参加者数	傍聴者数	合 計	
旭川市	8月22日	10	3	13	
網走市	8月23日	11	11	22	
苫小牧市	8月24日	9	0	9	
札幌市	8月27日	9	7	16	
帯広市	8月28日	10	6	16	
釧路市	8月29日	9	7	16	
函館市	8月30日	10	5	15	
計	7か所	68	39	107	

○ 意見・提案数 178件

■ 意見募集結果

関係団体に対して文書で周知するとともに、道民に対してホームページにより 周知し、電子メール、ファックス、郵送で意見を受付

- 意見募集期間 平成30年8月16日~9月13日
- 意見·提案数 13件

■ 「食の安全・安心等に関して講じた施策等に対する主な意見等概要

	項目	主な意見・提案等
第1	基本的施策等	
1	情報の提供	食の安全・安心や食育には消費者にも課題があり、間違った情報を正しいと思い込んでいる ところがあるので、行政などから情報発信が必要。
2		食の安全・安心については、迅速な情報の提供が必要。
3	食品等の検査及び 監視	輸入品が入った場合の食料の検査、監視の強化をしてほしい。
4	人材の育成	人材教育も重要。道の安全・安心の施策の中にも人材の育成があり、この内容をぜひ強化して、継続して実施してほしい。
第2	安全で安心な食品の)生産及び供給
5		GAPの取組は、安全・安心ばかりでなく、農業環境の改善や環境保全など持続可能な農業生産の達成、効率的な農業の実践という意味で重要。
6		第三者認証のGAPは、農業生産のプロセスを保証するシステムになっている。生産者の農業を守るという意味で大事な取組であり、GAPの推進が必要。
7	 食品の衛生管理の	GAPの取組が広がっているが、消費者はGAPがなぜ安全・安心につながるのか、そういうことが分かっていないと思うので、GAPへの認識を持ってもらうことが必要。
8	推進	安全・安心は目に見えるものではないので、HACCPによって、こういう衛生管理・品質管理を していますということを示して、企業の身を守るツールとして考えていくことが必要。
9		HACCPは今後求められることになるが、工場に適用される内容を飲食業に当てはめるとギャップが生じる。緩ければいいということはないが、記録に忙殺されないよう、チェックされるべきところはチェックするということが必要。
10		HACCPについて、道HACCPのほか様々な認証があるが、今後制度が固まっていく中で、どのレベルを求めるのか、その基準をはっきり示してほしい。
11		安全・安心の取組としてYES!cleanに取り組んでいるが、YES!cleanというものが認知されず、 価格に反映されていないのが課題。
12	 クリーン農業及び	消費者には、化学肥料や農薬を使っていないから有機が安心だという意識や内容が浸透していないように感じるので、有機の普及に取り組んでほしい。
13	有機農業の推進	道総研と連携して、化学肥料や化学合成農薬の使用を削減する栽培技術や高度なクリーン 農業技術の開発を推進するとあるが、どういったものかよく分からないので、内容をしっかり伝 えてほしい。
14		YES!cleanのものも有機のものも増えていないので、行政にはそういった取組が広がるような施策を行ってほしい。
15	遺伝子組換え作物 の栽培による交雑 及び混入の防止	遺伝子組換え作物は国内にも入ってきていると思うが、知ったうえどうするか判断することが 重要であり、表示制度や遺伝子組換えの現状などの情報を、消費者、市民に伝える努力が必 要。
16	家畜伝染病の発生 の予防及びまん延 の防止	家畜の防疫については現在も行われているが、国外からの流入や、いつ発生するか分からないという懸念があるので、水際対策を含めしっかり対策を講じてほしい。
17	水産物の安全・安心 の確保	ホタテについては貝毒検査を行いクリアしたものだけが出荷されているので、安全であることをもっとPRしてほしい。

■ 「食の安全・安心等に関して講じた施策等に対する主な意見等概要

第3	道民から信頼される	表示及び認証の促進
18		食品の表示については、食品表示法の施行などに合わせて対応しなければいけないが、小さい企業は腰が重いので、道や振興局でもアナウンスをしてほしい。
19	適正な食品表示の 促進等	原料原産地表示は消費者の商品選択に重要な情報であり、原料生産地としては、産地の情報が分かること、消費者に伝わることは大切。
20		食品表示は消費者が商品を選択する際の重要な情報であり、どのような制度であるのか消費者はもとより関係団体などへの普及啓発の具体策を基本計画に盛り込むべき。
21	道産食品の認証 制度の推進	道産食品に係る登録・認証制度については、どういった商品が登録・認証されているのかが 分かりにくく、制度やマークがあまり浸透していない。
第4	情報及び意見の交換	要、相互理解の促進等
22	情報・意見の交換等	異業種の方が集まって、食の安全・安心や食育について、語り合うような場を今後も設けてほ しい。
23		栄養バランスのよい食事をとるための組み合わせや栄養成分などの情報を整理したものがあ るとよい。
24		食品ロスについては、市民がこの問題を本当に知っているのか疑問。買いすぎない、作りすぎないということを家庭において意識を持ってもらうことが重要であり、普及啓発が必要。
25		体験をとおし、農業への理解、食事や食に対し関心を持つことが、少しずつ浸透しており、地味ではあるが、実践を積み重ねていくことが重要。
26	食育の推進	貝に砂が入っているなど、魚介類に関する基本的なことを知らない人が多く、食に関する情報 提供が必要。
27	及目の推進	学校給食へ食材を卸しており、栄養士とも交流があるが、食材のことを知ってもらうためには、 消費者と生産者との交流が大切。
28		食育の活動はいろいろな人と連携すると取り組みやすい。
29		食育は、次の世代まで地道に続けていくことで、成果が出てくるものと思っており、続けていく ことが必要。
30		子どもたちの食事は家族の食事が大きく影響するため、家族への啓発を続け、食に関する知識を深め、家族みんなで共有することが必要。
31	地産地消の推進	安全である品物は国内で消費していただきたい。そういう行動で、生産者についても生産力に ついても、減少の歯止めにつながると思うので、地産地消の対策もぜひお願いしたい。

Ⅲ 条例の点検・検証について

- 我が国最大の食料生産地域である本道が、食のブランドづくりの基本である安全・安心を確保し、消費者の期待に応える重要性が益々高まっている。
- 外食店における使用期限が切れた食品の使用、食品への異物混入など、第 3次計画期間中に重大な事故等発生しており、消費者の食に対する意識は依 然として高い状況にある。
- 地域での意見交換会や意見募集では、食の安全・安心の確保に関する道民 の期待は大きいことが伺われた。
- こうした状況を総合的に勘案すると、現行条例の目的や基本理念、施策体 系の枠組みは、おおむね妥当であり、現時点で条例の見直しは行わない。
- 今後、意見交換会等で寄せられた意見等は、第4次「食の安全・安心基本 計画」への反映を検討することとする。

(参考資料)

1 施策体系別一覧【平成30年度】

施策の区分 (主な取組)	施策の概要と関連事業	担当部
1 情報の提供(第10条) ◇食品の安全・安心に関 する情報提供	○消費者からの要望による食品の安全性や品質などのテスト・調査及びその結果の情報提供・消費生活向上対策事業費(北海道消費者協会補助金)・消費生活向上対策事業費(消費生活センター管理運営費)	環境生 活部
	○食の安全・安心ポータルサイトの運営による消費者等への 「食」に関する総合情報の提供	農政部
◆食に関する知識の習得機会の充実	○家庭内における食中毒の発生防止等、消費者に対する食品衛生意識の普及啓発・食品安全対策費(食品衛生強化対策費補助金)	保健福祉部
2 食品等の検査及び監 視(第11条)		
◇食品等の検査の実施	 ○食品衛生法等に基づく施設の監視指導や食品の検査による飲食に起因する衛生上の危害の発生防止・食品安全対策費(食品衛生監視費) ○高度な衛生管理を必要とする施設や対象調理施設に対する広域的かつ高度専門的な監視指導による衛生の確保・向上、大規模食中毒の未然防止・食品安全対策費(生活衛生広域監視指導事業費) ○食品衛生法等に基づく乳肉水産食品の検査、施設の監視指導による食品の安全性の確保・食品安全対策費(乳肉及び水産食品衛生指導費) ○食品衛生法等に基づく添加物や残留農薬の検査等による不良食品等の排除・食品安全対策費(食品衛生検査費) ○本タテガイ貝毒の検査、処理認定工場の指導などによるホタテガイの安全性の確保・水産物流通総合対策事業費(水産物流通安全対策事業費) ○貝毒プランクトンの監視によるホタテガイ等二枚貝の出荷規制につながる貝毒発生予測及び情報提供 	祉部
	・ほたて貝等二枚貝類対策試験調査費 ○放射性物質モニタリングによる道産水産物の安全性の確保 ・緊急海水・水産物モニタリング調査事業費	
◇食肉検査及び食鳥検査の実施	○と畜場法に基づくと畜検査、と畜場の監視指導による安全で衛生的な食肉の確保・食肉検査費(と畜検査費)○食鳥検査法に基づく食鳥の検査、食鳥処理場の監視指導による安全で衛生的な食鳥肉の確保	保健福祉部
◇牛海綿状脳症(BSE) の対策実施	・食肉検査費(食鳥検査指導費) ○と畜場法、牛海綿状脳症対策特別措置法に基づくBSE検査等 による牛肉等の安全の確保 ・牛海綿状脳症病性検査費	

		1
施策の区分 (主な取組)	施 策 の 概 要 と 関 連 事 業	担当部
◆食品関係施設に対する 監視指導の実施◇適正な食品表示の促進	 ○食品衛生法等に基づく施設の監視指導や食品の検査による飲食に起因する衛生上の危害の発生防止(再掲) ・食品安全対策費(食品衛生監視費) ○高度な衛生管理を必要とする施設や大量調理施設に対する広域的かつ高度専門的な監視指導による衛生の確保・向上、大規模食中毒の未然防止(再掲) ・食品安全対策費(生活衛生広域監視指導事業費) ○食品衛生法等に基づく乳肉水産食品の検査、施設の監視指導による食品の安全性の確保(再掲) ・食品安全対策費(乳肉及び水産食品衛生指導費) ○食品表示法、景品表示法に基づく表示に関する調査、検査による適正表示の推進 ・消費生活向上対策事業費(公正取引推進費) ○飲食店等事業者に対するメニュー表示調査の実施、専用ダイヤル「景品表示法ホットライン」の設置によるメニュー表示の相談等の受付・消費者行政推進事業費(食品表示適正化対策事業費(食品表示調査・普及啓発等事業)) ○消費生活モニターによる表示状況の調査を通じた適正表示の推進・消費生活モニターによる表示状況の調査を通じた適正表示の推進・消費生活向上対策事業費(物価、消費生活モニター運営費) 	環境生活部
3 人材の育成 (第12条) ◇農林水産分野における 人材の育成	·農業生産資材安全使用等総合推進事業費(農薬安全使用等	農政部
◇食品産業を担う人材の 育成	総合推進事業費) ○研修会開催による食品衛生指導員等の資質の向上(再掲) ・食品安全対策費(食品衛生強化対策費補助金) ○道総研において、食品関連事業者等に対する講習会の開催や技術指導等を実施 ・地方独立行政法人の運営費交付金として計上 ○道総研において、経営者、生産管理責任者、技術者などを対象にセミナーを開催 ・地方独立行政法人の運営費交付金として計上	保健福 祉部 総合政 策部
◇学校における人材の育 成	○栄養教諭の資質向上を図るための研修会の開催・中堅栄養教諭・学校栄養職員研修費	教育庁 学校教育局
◇地域食材を活かした食 文化の継承や人材育成	○食の安全や技術等の専門知識に加え、農林水産業や食文化、 健康的な食生活等の北海道らしい食に関する総合知識を習得 することによる本道食産業の担い手の育成	農政部
4 研究開発の推進 (第13条) ◇農林水産業における研 究開発の推進	○農産物の安全性と品質向上にむけた技術開発等によるクリーン農業の推進 ・地方独立行政法人の運営費交付金として計上	農政部

施策の区分 (主な取組)	施 策 の 概 要 と 関 連 事 業	担当部
◇食品の衛生・加工、 環境における研究開発の推進◇国や民間との連携、 成果の普及	 ○道総研において、道の重要な施策等に関わる分野横断型の研究や実用化、事業化につながる研究などを実施・地方独立行政法人の運営費交付金として計上 ○道総研において、試験研究のための施設及びほ場等を整備・地方独立行政法人の運営費交付金として計上 ○貝毒プランクトンの監視によるホタテガイ等二枚貝の出荷規制につながる貝毒発生予測及び情報提供(再掲)・ほたて貝等二枚貝類対策試験調査費 ○道総研において、道の重要な施策等に関わる分野横断型の研究や実用化、事業化につながる研究などを実施(再掲)・地方独立行政法人の運営費交付金として計上 ○道立衛生研究所において、食品の安全性確保につながる検査、試験研究を実施・衛生研究所において、食品の安全性確保につながる検査、試験研究を実施・衛生研究所維持運営費(衛生研究所試験研究費) ○オホーツク、十勝圏の地域食品加工技術センター運営事業費) ○普及指導員の調査研究活動や高度な技術習得研修等の実施、道総研をはじめとする試験研究機関等が開発した優良品種や新技術などの研究成果の普及を推進・普及活動推進事業費 	策部 水産林 務部
5 緊急の事態への対処 等に関する体制の整 備等(第14条) ◇危機管理体制の強化 ◇迅速な情報提供 ◇事業者等の危機管理 対応促進	○危機管理・協力体制の確保○食の安全・安心のポータルサイトの運営による消費者等への「食」に関する総合情報の提供(再掲)○各種研修会を通じた事業者等の危機意識の醸成等	関係部 農政部
6 食品の衛生管理の推 進(第15条) ◇生産段階における衛 生管理の推進	○道内の主要な産地へのGAP導入に向けた普及啓発、国際水準 認証の取組拡大に向けた指導者育成 ・農業生産総合対策事業費(GAP(農業生産工程管理)実践 レベルアップ事業費) ○畜産農場への高度な衛生管理手法(HACCP手法)の民間ベー	農政部
	スによる取組の推進 ()チーズ工房に係る品質向上、衛生対策(HACCP導入支援) ・畜産振興総合対策事業費(北海道酪農・畜産の日EU・EPA等グローバル化対策事業費のうち) ()貝毒プランクトンの監視によるホタテガイ等二枚貝の出荷規制につながる貝毒発生予測及び情報提供(再掲) ・ほたて貝等二枚貝類対策試験調査費	農政部 水産林 務部

		l
施策の区分(主な取組)	施策の概要と関連事業	担当部
	○卸売市場における品質管理の高度化の促進	経済部
生管理の推進	· 市場強化促進費(卸売市場指導事業費)	NE 171 HP
	○食品衛生法等に基づく施設の監視指導や食品の検査による飲	促伸短
階における衛生管理		祉部
の推進	・食品安全対策費(食品衛生監視費)	
	○高度な衛生管理を必要とする施設や対象調理施設に対する広	
	域的かつ高度専門的な監視指導による衛生の確保・向上、大	
	規模食中毒の未然防止(再掲)	
	・食品安全対策費(生活衛生広域監視指導事業費)	
	○食品衛生法等に基づく乳肉水産食品の検査、施設の監視指導	
	による食品の安全性の確保(再掲)	
	・ 食品安全対策費(乳肉及び水産食品衛生指導費)	
	○と畜場法に基づくと畜検査、と畜場の監視指導による安全で	
	衛生的な食肉の確保	
	・食肉検査費 (と畜検査費)	
	○食鳥検査法に基づく食鳥の検査、食鳥処理上の監視指導によ	
	る安全で衛生的な食鳥肉の確保	
	· 食肉検査費(食鳥検査指導費)	
	○オホーツク、十勝圏の地域食品加工技術センターが実施する	经济部
	試験研究等に対する補助等(再掲)	N王 1月 日1
	・食品産業振興対策費(地域食品加工技術センター運営事業	
	費)	
	○道総研において、食品関連事業者等に対する講習会の開催や	総合政
	技術指導等を実施(再掲)	策部
	・地方独立行政法人の運営費交付金として計上	
	○研修会開催による食品衛生指導員等の資質の向上	保健福
	・食品安全対策費(食品衛生強化対策費補助金)	祉部
	○HACCP認証制度の創設等による食品の製造・加工施設等	1222 [7]
	における自主衛生管理の促進	
	・食品安全対策費(HACCP推進ネットワーク事業費)	
- # + 4 # 0 - 4 7 7		
7 農産物等の安全及び		
安心の確保		
(1)クリーン農業及び有		
機農業の推進(第16条)		
◇クリーン農業技術の	○クリーン農業技術の開発・実証	農政部
開発	・地方独立行政法人の運営費交付金として計上	
1 ' ''	○YES!clean表示制度の普及啓発、クリーン農業技術の普及・	
普及	実証、YES!clean登録集団等への栽培技術の指導等、YES!clean	
日以		
	農産物の流通・消費拡大、クリーン農業の環境保全効果のPR	
	等	
	・環境保全型農業総合推進事業費(選ばれるクリーン農産物	
	ブランディング事業費)	
	○病害虫の発生に関する情報提供、防除指導	
	• 植物防疫推進事業費	
 ◇農業生産基盤の整備	○水田地帯における暗きょ排水、客土等の整備	
	・道営土地改良事業費(農地整備事業費(経営体育成型)、水	
	但百工地以以ず未具 (辰地重開ず未具 (柱音平月以生)、小	

施策の区分		┴□ \V ┴□
(主な取組)	施策の概要と関連事業	担当部
◇YES!clean農産物生産 集団の取組支援 ◇YES!clean農産物の流 通対策 ◇有機農業の推進	利施設等保全高度化事業費(特別型:農地集積促進型) ○畑作・酪農地帯における用排水施設、土層改良等の整備・道営土地改良事業費(水利施設等保全高度化事業費(特別型:畑地帯総合整備型)) ○農業の生産条件が不利な中山間地域における用排水施設、区画整理、暗きよ排水、土層改良、客土等の生産基盤の整備・道営農村総合整備事業費(中山間地域総合整備事業費) ○YES!clean表示制度の普及啓発、クリーン農業技術の普及・実証、YES!clean登録集団等への栽培技術の指導等、YES!clean農産物の流通・消費拡大、クリーン農業の環境保全効果のPR等(再掲) ・環境保全型農業総合推進事業費(選ばれるクリーン農産物ブランディング事業費) ○生産者への技術支援、有機農業ネットワークグループの情報交換会開催など、生産者の取組を支援 ○協議会の開催、市町村と連携したPR、経営指標の構築、技術支援により、有機農業の新規参入をサポート ○有機導入に向けたマニュアル作成、講習会開催により有機農業への転換を促進 ○生産者と実需者のマッチングをサポート・環境保全型農業業総合推進事業費(有機農業ステップアップ事業費)	
画の把握	 ○遺子組換え作物の栽培試験計画を評価する委員会の設置による一般作物との交雑・混入の防止・食の安全・安心推進費(食の安全・安心条例推進費) ○GM条例の内容などの周知、栽培計画の把握調査の実施 ○遺伝子組換え作物の栽培計画を評価する委員会の設置による一般作物との交雑・混入の防止(再掲) ・食の安全・安心推進費(食の安全・安心条例推進費) 	農政部
(3)家畜伝染病の発生の 予防及びまん延の防止(第18条) ◇家畜防疫体制の整備 ◇感染症の発生動向の 把握 ◇BSEの牛への感染防止 と感染実態の把握	 ○各種伝染病の検査・調査、輸移入家畜の着地検査等による家 畜伝染病の発生予防とまん延防止 ・家畜伝染病予防費 ○口蹄疫等悪性家畜伝染病が発生した場合の防疫措置体制の整備 ○鳥インフルエンザのモニタリングや情報収集の実施 ○BSE対策特別措置法に基づく48か月齢以上の死亡牛検査による飼料規制の有効性の確認 ・牛海綿状脳症病性鑑定事業費 	農政部

施策の区分(主な取組)	施策の概要と関連事業	担当部
◇生産段階での衛生管理強化の指導	○家畜伝染病予防法で規定する「飼養衛生管理基準」の遵守の 推進指導	
8 水産物の安全及び安 心の確保(第19条) (1)生鮮水産物の鮮度の 保持 ◇鮮度保持技術の普及	○鮮度保持マニュアルを活用した鮮度保持技術等の普及推進	水産林
・定着		務部
(2) 貝類の安全確保 ◇貝毒検査の実施 ◇出荷体制に対する指 導の徹底 ◇貝毒プランクトン調 査の実施	○ホタテガイ貝毒の検査、処理認定工場の指導などによるホタテガイの安全性の確保(再掲)・水産物流通総合対策事業費(水産物流通安全対策事業費)○貝毒プランクトンの監視によるホタテガイ等二枚貝の出荷規制につながる貝毒発生予測及び情報提供(再掲)・ほたて貝等二枚貝類対策試験調査費	
9 生産資材の適正な使 用等(第20条)		
(1) 農薬の適正な使用等 ◇農薬の適正使用の推 進	○農薬販売業者等に対する研修、立入検査、農家への巡回指導による農産物の安全性の確保(再掲)・農業生産資材安全性使用等総合推進事業費(農薬安全使用等総合推進事業費)	農政部
◇マイナー作物の安定 供給に必要な農薬登 録の推進	○関係機関・団体と連携し、必要な農薬の登録を推進 ・農業生産資材安全性使用等総合推進事業費(農薬安全使用 等総合推進事業費)	
(2)動物用医薬品の適正 な使用等		
◆動物用医薬品の適正 販売の推進 ◆動物用医薬品の適正 使用の推進 ◆動物用医薬品の品質 確認	催等による畜産物の安全性の確保	
(3)飼料及び飼料添加物 の適正使用と良質な 飼料の確保		
◇飼料の安全性の確保	○飼料製造・販売事業者への立入検査、講習会の開催、肉骨粉 混入監視による飼料の安全性の確保	
◇自給飼料の増産	・ 畜産振興総合対策事業費(飼料対策事業費)○自給飼料生産基盤の強化、TMRセンター設置、日本型放牧 酪農の推進等による自給飼料の増産	

		1
施策の区分 (主な取組)	施策の概要と関連事業	担当部
◇飼料生産基盤の整備	・畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費 ・強い農業づくり事業費(産地競争力の強化に向けた総合的推進「飼料増産」) ○飼料自給率の向上を図るため、植生が悪化している草地の植生改善対策として、強害雑草防除の徹底による良質な自給飼料の増産を強化 ・畜産振興総合対策事業費(北海道酪農・畜産の日EU・EPA等グローバル化対策事業費のうち) ○草地整備改良など、飼料生産基盤の整備 ・道営農用地造成事業費(草地畜産基盤整備事業費(草地整備型)) ○草地整備改良など飼料生産基盤及び農業用施設の整備 ・団体営農用地造成事業費(草地畜産基盤整備事業費(畜産担い手総合整備型:再編整備事業))	
10 生産に係る環境の保 全(第21条) (1)農用地の土壌汚染の 防止 ◇肥料の適正使用の推 進	 ○肥料取締法に基づく肥料の製造、流通段階での立入検査、分析等による安全な肥料の確保 ・農業生産資材安全使用等総合推進事業費(農業生産資材安全利用対策事業費(肥料検査費)) ○農業用廃プラのリサイクル率が低い地域に対する重点的な普及啓発や硝酸性窒素等による地下水汚染対策など、環境保全対策を総合的に実施 	農政部
(2)水域環境の保全 ◇公共用水域の常時監 視、汚濁発生源対策	○公共用水域・地下水の汚濁状況の監視、施設等の立入検査による水質汚濁の防止 ・水質汚濁対策費 ○重点対策湖沼の取組推進・支援及び健全な水循環の確保推進 ・支援 ・水質汚濁対策費 ○ダイオキシン類の汚染状況調査、立入検査による環境汚染の 防止 ・化学物質対策費 ○PRTR法に基づく排出量データの集計・公表	環境生活部
◇家畜排せつ物の適正 管理	・化学物質対策費 ○農村集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水・汚泥を処理する施設の整備 ・団体営農村総合整備事業費(農業集落排水事業費) ○家畜排せつ物の適正管理と利活用の促進を図るため、現地指導・助言を実施 ・畜産振興総合対策事業費(畜産環境保全推進対策事業費) ○家畜排せつ物処理施設整備に対し支援することによる家畜排せつ物の有効活用及び環境負荷の少ない畜産経営の確立	農政部

施策の区分 (主な取組)	施策の概要と関連事業	担当部
◇森林や河畔林の整備 ・保全	 ・畜産環境保全対策推進事業費(家畜排せつ物利活用施設整備特別支援対策事業費) ○水資源の涵養など森林の有する多面的機能を高度に発揮させるための森林整備 ・森林環境保全整備事業費 ○水源涵養機能などの維持強化を図るための森林整備 ・治山事業費(水源地域等保安林整備事業費補助等) 	水産林務部
基盤整備	○良質な水産物を安全で効率的に供給する体制の整備・水産基盤整備事業費○藻場・干潟等の機能の維持・回復を図る保全活動の促進・環境・生態系保全活動支援事業費	
(3) 地下水の汚染の防止 ◇地下水の常時監視と 水質検査の実施	○公共用水域・地下水の汚濁状況の監視、施設等の立入検査による水質汚濁の防止(再掲)・水質汚濁対策費	環境生 活部
◇肥料減量化技術の確立・普及と家畜排せつ物の適正管理	○硝酸性窒素等による地下水汚染が進んでいる地域に対する特定政策研究成果の重点普及など、環境保全対策を総合的に実施 ○環境負荷の低減など環境と調和の取れた農業生産活動の推進 ○家畜排せつ物の適正管理と利活用の促進を図るため、現地指導・助言を実施(再掲) ・畜産振興総合対策事業費(畜産環境保全推進対策事業費) ○家畜排せつ物処理施設整備に対し支援することによる家畜排せつ物の有効活用及び環境負荷の少ない畜産経営の確立(再掲) ・畜産環境保全対策推進事業費(家畜排せつ物利活用施設整備特別支援対策事業費)	農政部
11 適正な食品の表示の 促進等(第22条) (1) 食品の表示に関す る監視体制の整備、適 正な表示の促進 ◇食品表示制度の普及 啓発	○食品表示法、景品表示法に基づく表示に関する調査、検査による適正表示の推進(再掲)・消費生活向上対策事業費(公正取引推進費)	環境生活部
◇不正を見逃さない監視体制の充実	○適正な食品表示の普及啓発のため「食の安全・安心セミナー」を開催 消費者行政推進事業費(食品表示適正化対策事業費(食品表示セミナー開催事業)) ○健康増進法に基づく表示に関する相談・指導を通じた適正表示の推進 ○食品表示法、景品表示法に基づく表示に関する調査、検査による適正表示の推進(再掲) ・消費生活向上対策事業費(公正取引推進費) ○飲食店等事業者に対するメニュー表示調査の実施、専用ダイ	祉部

		1
施策の区分 (主な取組)	施策の概要と関連事業	担当部
よる表示の確認	ヤル「景品表示法ホットライン」の設置によるメニュー表示の相談等の受付(再掲) ・消費者行政推進事業費(食品表示適正化対策事業費(食品表示調査・普及啓発等事業)) 〇消費生活モニターによる表示状況の調査を通じた適正表示の推進(再掲) ・消費生活向上対策事業費(物価、消費生活モニター運営費) 〇食品衛生法等に基づく表示に関する監視指導による適正表示の推進 ・食品安全対策費(食品衛生監視費) 〇食品衛生法等に基づく乳肉水産食品の表示に関する監視指導等による適正表示の確保 ・食品安全対策費(乳肉)及び水産食品衛生指導費) 〇消費者による道外での道産食品の表示状況の監視や道産食品の表示などについての提言などを通じた適正表示の促進 ・食の安全・安心推進費(道産食品モニター運営費) 〇道産食品登録制度による道産原材料原産地表示の促進	祉部
進 (2)食品のトレーサビリティ(生産履歴情報) の提供の促進 ◇トレーサビリティシステムの円滑な運用と導入の推進	 ○トレーサビリティシステム導入の手引き書をホームページに 掲載するなど、生産者等における生産履歴管理の導入を促進 ○消費者等へのトレーサビリティ取組事例などの情報提供 ○「米トレサ法」等に基づく、米穀等の取引等に係る情報の記 録及び産地情報の伝達などの適正化を推進 ・米産地育成総合対策事業費(米流通対策指導事業費) 	関係部農政部
12 道産食品の認証制度 の推進(第23条) ◇認証数の拡大	○事業者に対する認証制度への参加促進 ・食の安全・安心推進費(きらりっぷ普及拡大推進事業)	農政部
13 情報及び意見の交換 等(第24条) ◇リスクコミュニケー ションの効果的な実 施	○食の安全・安心に関するリスクコミュニケーションの開催・食の安全・安心推進費(食の安全・安心条例推進費)○食品の安全に関する情報提供、道民との意見交換の開催等による道民意見の道施策への反映・食品安全対策費(食品衛生監視費)	農政部 保健福祉部
14 食育及び地産地消の 推進(第25条) (1) 食育の推進 ◇食育の総合的な推進	○どさんこ食育推進プラン (北海道食育推進計画【第3次】) の推進	農政部

施策の区分	施 策 の 概 要 と 関 連 事 業	担当部
(主な取組)		
	○食育推進検討委員会やどさんこ食育推進協議会を開催すると □ しょに	
	ともに、食育推進優良活動表彰の取組や食育推進ネットワー	
	ク会議などを通じ、地域の食育の取組を推進	
	・北の大地のめぐみ愛食総合推進事業費(新北海道らしい食	
	育推進事業費) ○道民の健康づくりの普及啓発、食事バランスガイドによる適	旧种垣
	正な食習慣の普及、各世代に応じた健康づくりのための食育の批准の充活動のステップアップの日本刑会生活の並み保護	(批判)
	の推進食育活動のステップアップや日本型食生活の普及促進・健康増進せ等東業典(芝足の健康づくり推進東業)	
	・健康増進対策事業費(道民の健康づくり推進事業)	→k 호 ++
	○学齢期・幼児期の子供を対象として、水産業・地域に対する 理解し、芝産业産物に関する金売な批准	· I
	理解と、道産水産物に関する食育を推進 ・道産水産物魚食普及推進事業費	務部
	・ 追座小座初点及音及推進事業員 ○児童生徒が正しい食事の在り方や望ましい食習慣を身に付	数 会 定
	け、食事を通して自ら健康管理ができるよう、学校・家庭・	
	り、良事を通じて自り健康自住がてきるよう、子校・家庭・ 地域が一体となって食育を推進	育局
	・どさんこ食育推進総合事業費	月川
△倉舎の推進休制の敕	○食育推進検討委員会やどさんこ食育推進協議会を開催すると	農砂部
備	ともに、食育推進優良活動表彰の取組や食育推進ネットワー	
VH	ク会議などを通じ、地域の食育の取組を推進(再掲)	
	・北の大地のめぐみ愛食総合推進事業費(新北海道らしい食	
	育推進事業費)	
 (2) 地産地消の推進	日1年20日本月	
	 ○雇用と所得を生み出す農業の6次産業化の取組を推進、地域	農政部
「愛食運動」の総合		
的な展開	・6次産業化ネットワーク活動事業費	
H3 160 /2C [7/1]	○給食導入を通じた道産水産物の消費拡大(再掲)	水産林
	• 道産水産物魚食普及推進事業費	務部
◇健全な食生活に資す	○北海道米の道内食率の維持向上や販路拡大に向けたPR活動	" - ' '
	を展開することにより、おいしさと安全・安心の全国ブラン	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
進	ド化と需要拡大を推進	
	・米産地育成総合対策事業費(需要に応じたこめ産地づくり	
	推進事業費)	
	○道外・海外の小麦商品に対して競争力を有する道産小麦商品	
	づくりを推進するため、高品質小麦の生産拡大と商品力の強	
	化に向けた取組を実施し、更なる地産地消につなげる	
	・道産小麦商品の競争力強化促進事業費	
◇消費者等と生産者の	○農業・農村が果たしている役割や多面的な機能について広く	
結び付きの強化	道民の理解を促進するため、農業者や消費者団体、教育関係	
	機関が行う取組に対して支援	
	・農業・農村コンセンサス形成総合推進事業費	
◇地域の食資源を活か	○新製品開発による付加価値向上や学校給食への販路拡大など	水産林
した取組の促進	道産水産物の消費拡大を促進(再掲)	務部
	· 道産水産物魚食普及推進事業費	
	○地域の上質な商品の発掘、成長市場を志向した商品磨き上げ	経済部
	に係る相談、商談会の実施及び新たな地域ブランドの創設	
	・食品製造業のマーケティング力強化事業	

施策の区分 (主な取組)	施策の概要と関連事業	担当部
	○地域資源を有効活用した食品開発・販売に取り組むマーケテ	経済部
	ィング人材育成を道内各地で実施	
	・食品製造業の人材育成事業	
	○全国の自治体に先駆けて北海道が導入した北海道食品機能性	
	表示制度(愛称:ヘルシーDo(ドゥ))などを活用し、科学的	
	根拠に基づく付加価値の高い機能性食品・素材の開発促進・	
	支援や販路拡大等の取組を支援する	
	・機能性食品・素材バリューチェーン強化パッケージ事業	
	○全国の自治体で唯一の制度である北海道食品機能性表示制度	
	(愛称:ヘルシーDo)の安定的・効率的な運営を図るため、	
	申請商品や認定基準などを検討・助言する「北海道食品機能	
	性表示制度委員会」を運営するほか、制度に対する信頼性を	
	維持・向上させるための認定商品調査を実施する	
	・北海道食品機能性表示制度運営費	
	○フード特区における特区事業推進のため、中核マネジメント	
	機関であるフード特区機構に対し関係市や経済界と共に負担	
	金を拠出する	
○ 知 业 立 类 】 	・北海道食産業総合振興機構負担金	
	○地場産品を活用した料理・特産品の開発や提供など、農水産業の企業の企業に	
化	業や食料品製造業などとの連携促進	
	○ JR札幌駅の「北海道さっぽろ食と観光情報館」を拠点とした	
	「食」の情報発信	
	・観光地づくり推進費(北海道さっぽろ「食と観光」情報館	
	運営費)	
	○農業体験などグリーンツーリズムの情報発信	農政部
15 *B 5 2 2 2 1		
15 道民からの申出		
(第26条)	○ ▲の史人・史とのポーカルサノしの海岸によて巡典者は、の	曲水分
	○食の安全・安心のポータルサイトの運営による消費者等への 「魚」に関する※ ○ はおの提供 (五担)	展 郡
確化と道民への周知	「食」に関する総合情報の提供(再掲)	T프 다. 기 :
◇食品表示110番の	○食品表示110番による食品表示に関する違反情報や問い合	
運営	わせなどの受付	活部
	○食品安全相談ダイヤルの専用電話の設置による食品の安全・	農政部
ルの運営	安心全般に関する情報提供、問い合わせ等の受付	n= 1-1-1-1
◇保健所窓口での受付	○道立各保健所窓口で、食品衛生に関する違反情報や相談など	保健福
	を受付	祉部
◇申出に対する的確か		関係部
つ迅速な対応	○情報の共有化・一元管理	
	○国等関係機関との連携強化	

2 都道府県における食の安全・安心に関する条例の制定状況

都道府県	条例の名称	公布日	施行日	計画、アクションプラン等
	北海道食の安全・安心条例	公和日 H17.3.31		北海道食の安全・安心基本計画
- 北海坦 - 青森県	1019年度以来工 文心木内	1117.3.31	1117.4.1	10/19世界以外工・メル変や計画
	岩手県食の安全安心推進条例	H23.7.9	۵۰ ت دول	岩手県食の安全安心推進計画
	右十宗良の女主女心推進宋例 みやぎ食品の安全・安心に関する条例	H16.3.23		お子宗良の女主女心推進計画 食の安全安心に関する基本的な計画
	秋田県食品の安全・安心に関する条例	H16.3.26		及の女主女心に関する基本的な計画 秋田県食品の安全・安心に関する基本計画
山形県	7万四水及四ツメエ メビト男ナの木 [7]	1110.3.20	1110.4.1	秋田県良品の女主・女心に関する参本計画 やまがた食の安全・安心アクションプラン
福島県				ふくしま食の安全・安心対策プログラム
	茨城県食の安全・安心推進条例	H21.6.25	H21 10 1	次城県食の安全・安心対策プログラム
31,771	とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例	H18.6.23		とちざ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画
	群馬県食品安全基本条例	H16.3.24		群馬県食品安全基本計画
	埼玉県食の安全・安心条例	H16.8.3		対元
	千葉県食品等の安全・安心の確保に関する条例	H18.3.30		「葉県食品等の安全・安心の確保に関する基本方針
	東京都食品安全条例	H16.3.31		東京都食品安全推進計画
	神奈川県食の安全・安心の確保推進条例	H21.7.17		かながわ食の安全・安心行動計画
	山梨県食の安全・安心推進条例	H24.3.30		山梨県食の安全・安心推進計画
	長野県食の安全・安心条例	H24.12.23		CONTRACT OF A STREET
静岡県			. 120.7.1	しずおか食の安全推進のためのアクションプラン
	にいがた食の安全・安心条例	H17,10.24	H17,10.24	にいがた食の安全・安心基本計画
富山県				
石川県	石川県食の安全・安心推進条例	H27.3.23	H27.3.23	食の安全・安心の確保に関する行動計画
福井県				
	岐阜県食品安全基本条例	H15.12.18	H16.4.1	岐阜県食品安全行動基本計画
愛知県				あいち食の安全・安心推進アクションプラン
三重県	三重県食の安全・安心の確保に関する条例	H20.6.23	H20.6.23	三重県食の安全・安心確保行動計画
滋賀県	滋賀県食の安全・安心推進条例	H21.12.25	H21.12.25	滋賀県食の安全・安心推進計画
京都府	京都府食の安全・安心推進条例	H17.12.27	H18.4.1	京都府食の安全・安心行動計画
大阪府	大阪府食の安全・安心推進条例	H19.3.16	H19.4.1	大阪府食の安全安心推進計画
兵庫県	食の安全安心と食育に関する条例	H18.3.24	H18.4.1	食の安全安心推進計画
奈良県				奈良県食の安全・安心行動計画
和歌山県				和歌山県食の安全・安心信頼確保のためのアクションプラン
鳥取県				
島根県				食の安全安心確保に係るアクションプラン
岡山県	岡山県食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例	H18.12.26	H18.12.26	岡山県食の安全・食育推進計画
広島県				食品の安全に関する基本方針及び推進プラン
山口県	山口県食の安全・安心推進条例	H20.12.24	H21.4.1	山口県食の安全・安心推進基本計画
徳島県	徳島県食の安全安心推進条例	H17.12.22	H18.4.1	徳島県食の安全・安心基本指針
香川県				香川県食の安全・安心基本指針
愛媛県	愛媛県食の安全安心推進条例	H20.12.19	H21.4.1	愛媛県食の安全安心の推進に関する計画
高知県	高知県食の安全・安心推進条例	H17.10.21	H17.11.1	高知県食の安全・安心推進計画
福岡県	福岡県食の安全・安心の確保に関する条例	H28.10.11	H29.4.1	福岡県食の安全・安心確保に関する基本計画
佐賀県	佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例	H26.3.20	H26.4.1	佐賀県食の安全・安心推進基本計画
長崎県	長崎県食品の安全・安心条例	H26.10.10	H27.4.1	長崎県食品の安全・安心確保推進計画
熊本県	熊本県食の安全安心推進条例	H17.3.24	H17.4.1	熊本県食の安全安心推進計画
大分県	大分県食の安全・安心推進条例	H17.3.31	H17.4.1	大分県食品安全行動計画
宮崎県	宮崎県食の安全・安心推進条例	H27.3.31	H27.4.1	宮崎県食の安全・安心推進計画
鹿児島県	鹿児島県食の安全・安心推進条例	H22.12.24	H22.12.24	鹿児島県食の安全・安心推進基本計画
沖縄県	沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例	H19.7.20	H19.7.20	沖縄県食品の安全安心推進計画